

## 気候変動枠組条約第6回締約国会議 サマリー

2000年11月13日 25日

国連気候変動枠組条約第6回締約国会議及び再開されたUNFCCCs補助機関第13回会合が2000年11月13日25日、オランダのハーグで行われた。182政府、323の政府間および非政府間機関、443のメディア関係機関から7000人以上の参加者が出席した。会議の目的は、1997年の京都議定書のもとで温室効果ガス排出量削減のコミットメントについて運用上の詳細を定めることであり、UNFCCC自体の実施を強化する措置について合意に達することであった。これらの目標に到達すべく、会合はUNFCCCの1998年ブエノスアイレス行動計画で設定された2年以上の準備と交渉に終止符を打つことを意図していた。

第1週目、代表団は非公式コンタクト・グループ及びその他UNFCCC補助機関から権限を与えられた交渉グループを開いた。これらの会合の目的は、発展途上国の市場経済移行国を支援するための技術移転及び能力育成、気候変動の悪影響と対応策実施による影響、温室効果ガス排出に対処するための国内政策及び措置に関する最良事例、議定書に概説されたメカニズム、議定書の遵守システム、土地利用と土地利用変化及び森林(LULUCF)セクターに関する問題など、議定書とUNFCCCに関連する幅広い問題についての決定文言について、意見相違をなくしていくことであった。

9月にリヨンで開会され11月13日18日にハーグで再開された第13回補助機関会合は、COP-6での決定の文言を盛り込んだ数多くの結論草案を採択してその作業を終えた。しかし、補助機関からCOPに渡されたテキストの多くは、代表団により完全に合意されたものではなく、多くの重要問題について意見相違が残っていた。

第2週目、COP-6議長Jan Pronk(オランダ)は、重要な政治的案を処理するために閣僚級の非公式本会議を召集し、議論の分かれる多くの政治的・技術的問題について進展をはかろうと試みた。これについて同議長は問題を(a)能力育成、技術移転、悪影響、地球環境ファシリティー(GEF)へのガイダンス、(b)メカニズム、(c)LULUCF、(d)遵守、政策及び措置、第5条(方法論問題)、第7条(情報の連絡)第8条(情報のレビュー)における会計・報告・レビュー、というふうな4つの「群」ないし「ボックス」に分類した。閣僚及びその他の上級交渉担当者達は、4つのグループに分れて会合を行い、合意に達すべくこれらの問題群について交渉を行った。しかし、11月23日木曜日までに、交渉は暗礁に乗り上げたかの相を呈し、Pronk議長は無理矢理合意への突破口とすべく重要案件に関する自らの提案を盛り込んだ議長ノートを配布した。閣僚交渉は金曜日丸1日と土曜日まで行われた。しかし、議長提案について約36時間にわたり激しい議論が行われた挙句、交渉担当者達は突破口に達せず、補完性・遵守・LULUCFは特に難しい問題であることが明らかになった。11月25日、土曜日の午後、Pronk議長は最終閣僚非公式本会議を召集し、そこで代表団は合意に達せなかったと発表した。代表団はCOP-6を

保留(suspend)することに合意し、2001年に作業を再開することに前向きな姿勢を示した。

UNFCCC及び京都議定書の簡単な背景  
COP-6への道

気候変動は、世界の環境や人間の健康と福利、そしてグローバル経済の持続可能性にとり、最も深刻な脅威をもたらすものの一つと考えられている。主流の科学者は、地球の気候が、人間の活動を原因とする二酸化炭素などの温室効果ガスの蓄積により影響を受けているという点で、意見が一致している。不確実な点はぬぐいきれないが、科学者の大多数は、速やかな予防活動が必要であると考えている。

気候変動への国際的な対応が形となったのが、国連気候変動枠組条約(UNFCCC)である。1992年に合意されたUNFCCCは、温室効果ガスを管理する行動の枠組を設定している。条約の目的は、人為的(人間がもたらす)行動が気候システムへの「危険な干渉」につながるのを防ぐような水準で、温室効果ガスの大気濃度を安定化させることである。UNFCCCは、50ヶ国への批准を受け取った90日後である1994年3月21日に発効している。現在、条約は、185の政府組織から批准、受け入れ、承認、または同意を得ている。条約の発効以後、6回の締約国会議がおこなわれており、また多くのワークショップやUNFCCC補助機関実施のための補助機関(SBI)、科学的・技術的助言のための補助機関(SBSTA)による会合ももたれている。

**京都議定書**: COP-1で設立されたベルリンマニフェスト・アドホックグループ(AGBM)は、1995年から1997年、気候変動と戦うための努力におけるさらなるステップについての合意に達すべく会合をした。日本の京都で1997年12月に開催されたCOP3での各国代表団は、厳しい交渉の後、UNFCCCに関する議定書で合意した。この議定書は、先進国と市場経済移行国に対し、それぞれの温室効果ガス排出を減らすための数量目標達成を約束させている。UNFCCCでは附属書I諸国として知られているこれら諸国は、大半の国で目標に差異があるが、6つの温室効果ガスの全排出を2008年から2012年の期間で、1990年の水準よりも少なくとも5%少なくすることを約束している。また議定書では、附属書I諸国が自国の目標をコスト効果のある形で達成するのを助けるため3つのメカニズムを設定している。このメカニズムに含まれるのは、排出権取引システム、附属書I諸国間での排出削減プロジェクトにおける共同実施(JI)、そして附属書I諸国と非附属書I諸国間での共同プロジェクトを促進するクリーン開発メカニズム(CDM)である。

京都での各国代表は、これらの排出削減目標とか手法について合意したわけだが、これらの削減をどう達成するのか、そして各国の努力をどう測り、評価するかについての規則とか運用細則の大半を決めるのはその後続く会議に持ち越されていた。多くの国が議定書に署名したとはいえ、大半の国は、批准するかどうかを決める前に、これらの運用細則の交渉状況を見守っている。議定書を発効するには、UNFCCC の加盟国中 55 の締約国による批准が必要とされ、これには、1990 年の二酸化炭素排出全体の少なくとも 55% を占めるだけの附属書 I 諸国が含まれていなければならない。

**ブエノスアイレス行動計画**：第 4 回締約国会議 (COP4) は、アルゼンチンのブエノスアイレスで 1998 年 11 月に会合し、議定書の運用細則に関する合意に達するため、そして UNFCCC 自体の実施を強化するための作業スケジュールを設定した。この作業スケジュールは、ブエノスアイレス行動計画と呼ばれる書類にまとめられている。この行動計画で重要な締め切り期日とされているのが COP6 で、COP6 において締約国が一連の問題に対し合意に達すると試みるようになっていた。議定書に関して解決が必要とされる重大な案件には、メカニズム、コミットメントを締約国が遵守しているかを監視する体制、国別排出量及び排出削減量を計算する方法などがあつた。植林やその他の方法で大気中の炭素を除去することにより国家にクレジットを与えることについての規則もまた、取り上げられることになっていた。UNFCCC に関して決議が必要とされる課題には、能力育成とか技術移転技術開発、そして特に気候変動の悪影響に弱いとされる途上国、または気候変動と戦うために先進工業国がとる対策行動に特に影響をうけやすい途上国に対する援助などの問題が含まれる。

**COP6 へ向けての準備**：COP6 に先立ち、1999 年から 2000 年にかけて多くの公式、非公式な会合や協議が行われてきた。UNFCCC の補助機関は、1999 年 5 月 31 日から 6 月 11 日にドイツのボンで第 12 回セッションを開催し、ブエノスアイレス行動計画を果たす正式なプロセスを開始した。この作業は 1999 年 10 月 25 日から 11 月 5 日までボンで行われた COP-5 及び第 11 回補助機関会合まで続けられた。2000 年最初の数ヶ月の間でも、COP6 につながるプロセスを支援するため、いくつかの UNFCCC テクニカルワークショップが開催された。

**SB-12**：2000 年 6 月 12-16 日にボンで開かれた UNFCCC 補助機関の第 12 回セッションとそれに先立つ 1 週間の非公式会議において、作業は正式な段階に入った。この第 12 回セッションで、参加者は、メカニズムや遵守のような重要な問題について、たたき台となるテキストを作成した。

**SB-13 第 1 部**：2000 年 7 月から 8 月にかけて、非公式協議やワークショップが開かれ、これに続いて、補助機関の第 13 回セッションが、2000 年 9 月 11-15 日にフランスのリヨンでその第 1 部が開かれ、ここでもそれに先立ち 1 週間の非公式会議が行われた。この非公式会議と SB-13 の第 1 部では、COP6 での総合的

な合意に向けてのテキストを作成することを目的に、幅広い技術的、政治的な分野をカバーする決定事項が議論された。

SB13 第 1 部の各国代表やオブザーバーは、進展が遅いこと、そしてかなりの量の作業が、ハーグでの代表団の手に残されていることに、懸念を表明した。主要な問題での政治上の立場はゆらいでおらず、妥協したり、前進しようという意志は余り感じられない。行動計画に関する重要な項目について交渉テキストが出来あがってきたものの、重大な意見相違は残されたままであつた。

**SB13 以後のセッション間協議**：SB13 以後、いくつかの非公式会合や協議が行われた。その中には、第 5・7・8 条、LULUCF、遵守、メカニズム、悪影響、LDCs に関する協議や、オランダ環境相であり COP-6 の指名議長である Jan Pronk が議長を務めた 10 月のはじめの非公式閣僚協議などがあつた。これらの会議の結果、ある種の進展が見られた。しかし、一連の複雑な政治的・技術的問題が協議事項となっており、交渉中の問題の全「パッケージ」について合意に達することが強調されたため、全ての国の利害と目的を鑑みることが難しいであろうと、COP-6 より前に多くのオブザーバー達が示唆していた。

## COP-6 報告

UNFCCC 第 6 回締約国会議 (COP-6) は、2000 年 11 月 13 日月曜日の朝、公式に開会された。これに先立ち、オランダのベアトリクス女王陛下の出席する歓迎式典が行われた。COP-6 指名議長 Jan Pronk は参加者を歓迎し、参加者は京都で合意された目標に達成すべく手段と詳細について合意するという大きな課題に直面していると述べた。重要案件に関する各国の立場に重大な相違があることを認めながらも、同議長は全ての問題について妥当な歩みよりが可能であると述べた。

Wim Deetman ハーグ市長は、この地が気候変動管理の発展において歴史が作られる都市となってほしいと期待を表明した。代表団はその後、オランダの国民的詩人 Gerrit Komrij による気候変動に関する短い四行連句をオランダの俳優 Aus Greidanus が朗読するのを聞いた。

事前録画された代表団へのビデオ・メッセージの中で、国連の Kofi Annan 事務総長は、温室効果ガス削減の努めは甚大であり、「抜本的な変化」が必要であると述べた。同総長は、京都議定書を 2002 年までに発効させるための全ての取り組みに対して最近の国連ミレニアム・サミットでの支援に対し注意を喚起した。

気候変動に関する政府間パネル (IPCC) 議長 Robert Watson は、地球の気候系に対する科学的理解の現状について語り、生態系の脆弱さを強調し、効果的な政策と技術的対応の必要性を強調した。同議長は世界の地表温度平均は 2100 年までに 1.5 から 6 (1995 年の IPCC 予想の約 2 倍) 上昇し、海面水位も上昇すると予想されると述べ、このような上昇が水資源・農業・自然の生態系・人間の健康に与える悪影響について概説した。同議長は、大規模な技術的・政策的対応を行うよう、特に官民セクターの研究開発強化を促進するよう促した。

これらのスピーチに続き、COP-5 議長 Jan Szyszko (ポーランド)

が COP-6 を正式に開会し、合意に達して 2002 年までに議定書を確実に発効させることは可能であるが、多くの問題がまだ解決されていないと述べた。オランダの住宅・空間計画・環境大臣 Jan Pronk が COP-6 の議長に選出された。同氏は、全ての代表者の利害に対して UNFCCC が確実に便宜をはかるようにすることに対する決意を再確認した。

UNFCCC 事務局長 Michael Zammit Cutajar は、気候変動対策措置は遅れてはならないと述べた。同事務局長は、発展途上国は気候変動とその影響の対処に対するその取り組みを支援されていると思うように、また全ての締約国が議定書は批准可能だと考えるようにと述べた。

その後代表団は、多くの締約国からの一般的な発言を受けた。G-77/中国を代表してナイジェリアは、資金援助の供与を何らかの形の発展途上国による新たな排出削減コミットメントに結び付けようという「重要附属書 I 国」の提案を拒絶した。同国は、GEF 以外のメカニズムによる資金供与を主張した。ヨーロッパ連合 (EU) を代表してフランスが、国内措置が先進国のコミットメント達成における主要な手段であるべきであると強調した。Environmental Integrity Group (スイス、メキシコ、韓国を含む国家連合) を代表してスイスが、CDM は追加的(incremental)アプローチにもとづくべきであり、JI は二路線(two-truck)アプローチにしたがうべきであり、排出権取引における責任は遵守体制における執行部の性質及び範囲と関連性を持つべきであると述べた。最低開発国(LDCs)グループを代表してパヌアツは、UNFCCC と議定書の実施における支援を要求した。

本報告書は文書 FCCC/CP/2000/1 にリストアップされているように、COP の議題に沿った会合について概要をまとめている。

#### 組織上の問題

**批准の状況**：11 月 13 日月曜日、COP-6 本会議は条約及び京都議定書の批准状況について事務局からの報告を受け、UNFCCC は現在 183 締約国を持ち、2000 年 12 月 6 日現在で 185 締約国となるだろうということを理解した。また 11 月 24 日金曜日、COP は、国連法務局(Office of Legal Affairs)、関係締約国、及び国連機関との間で継続中の協議結果についての報告受領を中断して、オブザーバーとしての作業に加わるようユーゴスラビア連邦に呼びかけた。

**手順規則の採択**：11 月 13 日、COP-6 は手順規則について検討した。Pronk 議長は、規則草案 42 (投票) についてまだ合意がなされていないことに言及し、代表団は本規定を除く規則草案を採択することを決定した。同議長は、本件について協議が行われると付け加えた。11 月 25 日土曜日、Pronk 議長は、作業量が多いので協議は不可能であり、本件は COP-7 の暫定議題(FCCC/CP/2000/L.1/Add.1)に載せると代表団に報告した。

**議題の採択**：11 月 13 日、COP-6 は、G-77/中国が「条約の第 4 条パラグラフ 2(a)及び(b)実施の適格性レビュー」と修正するよう提案した「条約第 4 条 2(a)及び(b)の適格性に関する第 2 回レビュー」の項目 5 をのぞいて議題を採択した(FCCC/CP/2000/L.1/Add.1)。11 月 25 日、Pronk 議長はまだ合意に達していないと報告した。同議長は、議題にあるとおり項目 5 を含め、G-77/中国による修正を添えて COP-7 の議題とすることを提案した。同議長は、本件についてはさらなる検討が行われ、それを COP-7 に報告すると述べた。G-77/中国は、これは微妙な問題であると述べ、さらなる協議について同グループは保留すると意見表明した。

**議長以外の役職の選出**：11 月 20 日月曜日に行われた COP-6 本会議において、Pronk 議長は、一部の地域グループ役員会の指名を終わらせるのにもう少し時間が必要だとしていると報告した。COP-5 役員会は本件が解決するまで職務を続行するということが合意された。本件は 11 月 24 日金曜日再び取り上げられ、COP-6 はこの時役員を選出した。選出された副議長は、Philip Gwage (ウガンダ)、Mohammed Barkindo(ナイジェリア)、Vyatcheslav Lipinsky(ウクライナ)、Andrej Kranjc (スロヴェニア)、Raul Estrada-Oyuela(アルゼンチン)、Tuiloma Neroni Slade(サモア)である。Gao Feng(中国)は Rapporteur に選出された。3 年連続役員会に任命されることを許可するべく手順規則が放棄された後、Harald Dovland(ノルウェイ)と John Ashe (アンティグアとバルブダ)は、それぞれ SBSTA と SBI 議長に再任された。11 月 25 日土曜日、Pronk 議長は、アジア・グループがまだ二人目の候補者を指名していないと述べ、早急に指名するよう促した。

**オブザーバーの入場**：11 月 13 日月曜日、COP-6 は 5 つの政府間機関と 85 の非政府機関をオブザーバーとして許可した(FCCC/CP/2000/2)。11 月 24 日金曜日、マレーシアのリクエストに応え、締約国は東南アジア諸国連合(ASEAN)をオブザーバー機関として承認することにも合意した(FCCC/CP/2000/1/Add.1)。

**COP-7 の開催期間及び開催地**：11 月 25 日、COP-6 は COP-7 を主催するというモロッコの申し出を有り難く受け入れる決定を採択し、2001 年 10 月 29 日から 11 月 9 日までマラケッシュで COP-7 を開催することを決定した(FCCC/CP/2000/1/Add.1)。

**条約機関会合の日程**：11 月 25 日、COP-6 は条約機関会合の日程の案件を処理し、2004 年の会期を増やすことに合意した。第 1 回会期は 2004 年 6 月 14 - 25 日、第 2 回会期は 11 月 29 日から 12 月 10 日である(FCCC/CP/2000/1)。

**信任状決議に関する報告の採択**：COP-6 は 11 月 25 日、信任状決議に関する報告を採択した(FCCC/CP/2000/4)。

#### 補助機関の報告

UNFCCC 補助機関は 11 月 13 - 18 日に会合を行い、フランス、リヨンで 9 月に開始された第 13 回会合を再開した(SB-13 第 1 部)。11 月 13 日月曜日、ハーグでの第 1 回合同会議において、SBSTA の Harald Dovland(ノルウェイ)議長は、SB 13 で行われたコンタクト・グループと遵守に関する合同ワーキング・グループが作業を再開すると述べた。これらのグループ 悪影響、メカニズム、遵守、能力育成、LULUCF、政策及び措置、第 5.7.8 条、資金メカニズムなど重要案件に関係している は 11 月 13 - 18 日、何回も会合を行った。

11 月 18 日土曜日、SBI 及び SBSTA は、第 13 回会合の作業を終了させ、会合の報告書を採択すべく合同及び個別会議を行った。SB-13 第 2 部で、両補助機関は、悪影響、遵守、メカニズム、パイロット・フェーズでの共同実施活動、能力育成など数多くの案件について COP-6 で検討するための結論草案を合同で処理し提出 (FCCC/SBI/2000/CRP.11・FCCC/SBSTA/2000/CRP.10) を行った。SBI は単独で、組織上の問題、附属書 I 国報告 1990 年から 98 年の温室効果ガス目録データ、非附属書 I 国報告、資金メカニズム、組織上・資金的な問題を取り上げた (FCCC/SBI/2000/CRP.11)。SBSTA は単独で、組織上の問題、LULUCF・第 5・7・8 条・コミットメント期間における単独プロジェクトの排出量に対する影響などの方法論問題、技術開発及び

技術移転、政策及び措置、関連機関との協力について処理した(FCCC/SBSTA/2000/CRP.10)。

11月20日月曜日、SBIのJohn Ashe議長(アンティグアとバルブダ)とSBSTAのDovland議長は、2000年6月に行われた第12回会合と2000年9月に行われた第13回会合第1部での補助機関の作業についてCOP-6に報告した。両議長はまた、第13回会合第2部で見られた進展についても口頭で報告を行った。COP-6はこれらの報告を受けとめた(SBI-12-FCCC/SBI/2000/5; SBI-13 Part I – FCCC/SBI/2000/10; SBSTA-12 – FCCC/SBSTA/2000/5; SBSTA-13 – Part I – FCCC/SBSTA/2000/10)。

#### UNFCCCのコミットメント及びその他の規定実施のレビュー

**附属書I国報告:** 11月13日月曜日、SBIのAshe議長は1990-98年の附属書I締約国による温室効果ガス目録データを盛り込んだ文書と、附属書I締約国の第二次国別報告の詳細なレビューに関する進展についての文書を提議した(FCCC/SBI/2000/INF.14, FCCC/SBI/2000/14, FCCC/SBI/2000/11, FCCC/SBI/2000/INF.13)。11月18日土曜日の閉会セッションで、SBIは、一部の附属書I締約国の不備で一貫性のない報告のために排出傾向の比較は困難であると言及し、本件についての結論草案を採択した。SBIはまた、多くの附属書I締約国の排出量増加に対して懸念を表明し、この傾向を逆行させるべくさらなる措置が必要であることを再確認した。11月25日土曜日、COPはこれらの結論を受けた(FCCC/SBI/2000/CRP.14)。

**非附属書I国報告:** 11月13日、代表団は非附属書I締約国への資金的・技術的支援の規定について処理し、国別報告作成のためにGEFから提供される資金援助についての文書と、専門家諮問グループの第二次会合報告書について検討した(FCCC/SBI/2000/16)。G-77/中国を代表してモーリタニアが、目録編纂と国別報告に対する資金供与と援助の無いことが、データの正確性と進歩のスピードに著しく影響を与えていると強調した。事務局は、非附属書I締約国の第1回国別報告の第二次編纂および統合も提議した。

11月18日土曜日、代表団は資金的・技術的支援の提供(FCCC/SBI/2000/CRP.12)と、専門家諮問グループの第二次会合報告書(FCCC/SBI/2000/CRP.13)に関するSBIの結論草案をCOP-6に提出すべく検討し採択した。代表団はまた、非附属書I締約国の第1回国別報告の第二次編纂及び統合に関する決定草案を盛り込んだSBIの勧告をCOPに伝えることに関し検討し、合意した。

11月25日土曜日、条約発効後3年以内に第1回報告を行っていない非附属書I締約国に対し早急に報告を行うよう求めた、非附属書I締約国の第1回国別報告の第二次編纂及び統合に関する決定(FCCC/SBI/2000/L.5)を採択した。またこれは、COP-7までに第1回国別報告の第三次編纂及び統合を行い、非附属書I国報告作成においてUNFCCCガイドラインを使用する上で表れる論点・制約・問題、および締約国から発されるその他の問題について報告するよう事務局に求めている。

**資金メカニズムとしてのGEFの報告:** 交渉の1週間目、代表団はコンタクト・グループ会議とSBIのJohn Ashe議長とKerry Groves(オーストラリア)が共同議長を務める「非公式非公式」協議を数回行い、GEFへの新たなガイダンスに関するテキスト草案を検討した。話し合いにより、括弧書きにされた文言のいくつかは括弧が取り外されたが、第2段階適応活動の資金供与の元とな

る情報源など、いくつかのパラグラフについて意見の不一致が残った。結論草案は、11月20日月曜日、SBIからCOP-6に提出された。また、第1週目には、Pronk議長から権限を与えられた資金問題に関するグループが11月17日と18日に会合を行い、能力育成・技術移転・悪影響に関する交渉でも平行して検討されているクロスカuttingな財政・資金的問題について話し合いを開始した。G-77/中国から申し立てられたプロセスがらみの異議により、資金問題グループは実質的な進展をはかることはできなかった。交渉の第2週目では、資金メカニズムと資金供与に関する幅広い問題が、閣僚級の非公式会議の中でPronk議長の「ボックスA」“crunch” issues 群として処理された。これらの交渉で最終的な合意がなされなかったため、話し合い及び結論草案はさらに検討をすすめるべく、再開されるCOP-6に付託された。

**SB-13 第2部:** 11月13日月曜日のSBI会合で、Ashe議長は、資金メカニズムにおけるGEFの活動についてのGEF報告(FCCC/CP/2000/3)とGEFによる気候変動に関する支援的活動のレビュー(FCCC/CP/2000/3/Add.1)を盛り込んだ文書をCOP-6に提議した。11月15日と16日、SBIのAshe議長は、コンタクトグループのGroves共同議長と共に非公開の「非公式非公式」協議を召集し、資金メカニズムの運営機関に対する追加ガイダンスについての改訂版共同議長テキストを検討した。議論の中心は、国家主導の第2段階適応活動のためのGEF資金供与に関するテキストであった。締約国は、これらの適応活動が国別報告[及び]あるいは]国別研究の枠組みの中で、あるいはそれをもとになされるべきであるかどうかについて合意に達することができなかった。このテキストは括弧書きのまま残され、実証プロジェクトに関するテキストも同様であった。代表団は、適切な場合及びCOPのガイダンスとGEFの権限に見合う場合には融資を引き続き行い、能力育成枠組みの実施を支援し、その枠組みにしたがってGEF能力育成活動をさらに支援・強化・実施するようGEFに対し求めるテキストについても話し合ったが、合意には達しなかった。

11月18日土曜日のSBI会合で、Ashe議長はGEFの報告書に関する結論草案を提議した(FCCC/SBI/2000/CRP.15)。同議長は資金メカニズムの運営機関に対する追加ガイダンスに関する結論草案を提議した(FCCC/SBI/2000/CRP.16/Rev.1)。Groves共同議長は資金メカニズムのコンタクト・グループ協議の結果について報告を行った。第2段階適応活動への資金供与問題について、同共同議長は、第2段階適応活動が国別報告や脆弱性に関する詳細な研究にもとづいてなされるように、COP-4決定(2/CP.4)を改良してほしいとG-77/中国が思っていると述べた。同共同議長は、附属書II締約国はCOP-4決定の主旨を柔軟性を持たせて維持し、小島発展途上国(SIDS)とLDCsにその脆弱性にもとづいた資金供与を得させるようにするのが良いとしていると述べた。

アメリカとEUは、第2段階適応活動への資金供与は国別報告ないしその他の国別研究にもとづいてなされることを許可した、国別報告に関するテキストから括弧をはずそうというアルゼンチンの提案に反対した。G-77/中国は、資金メカニズムに関して合意がなされないことに対し失意を表明し、アルゼンチン、小島諸国連合(AOSIS)、サウジアラビア、他の発展途上国から支持された。SBIは、括弧つきの本テキストを検討のためCOPに提出することを合意した。

**クロスカuttingな資金的問題:** 能力育成・技術移転・悪影響・GEFへのガイダンスに関するクロスカuttingな資金的問題は、11月17日と18日に召集された資金的問題に関するグループによって処理された。Kerry Groves(オーストラリア)共同議長は、資金問題グループは、能力育成・技術移転・悪影響に関する

コンタクト・グループで話し合われた資金供与提案を吟味するよう Pronk 議長から権限を与えられていると述べた。同共同議長は、本グループは閣僚及び代表団長による閣僚審議の焦点を合わせることを助ける様々な提案を統合する枠組みの要素を作成する上で Pronk 議長を助けるような情報を提供するのだと述べた。

同共同議長は、参加者達がどのような資金供与活動が GEF 及びその他の資金源/メカニズムによって行われうと考えるかを見極めるべく、事務局作成の提案リストを吟味するよう締約国に呼びかけた。アルゼンチン、G-77/中国、その他は、同グループは通常のプロセスを用いて設立されていないと懸念を表明した。G-77/中国は、問題の調整役がおらず、問題となっている全案件を考慮する十分な時間が必要として、この話し合いに参加できないと述べた。この会合は、これらの問題について実質的な討議や吟味が行われずに閉会し、次週の閣僚協議で取り上げられるべく持ち越されることとなった。

**COP-6 閣僚非公式協議**：11月20日月曜日、Pronk 議長は、合意が達成されていない“crunch”issuesを概説した。資金問題は、悪影響・技術移転・能力育成と共に「ボックス A」に入れられると考えられた。Pronk 議長は、GEF が資金供与すべき適応活動のタイプとそのような資金供与のあり方、GEF は災害準備や災害管理及び極端な気候事象に対する早期警告システムの設立ないし強化のための能力育成に資金供与すべきか、気候変動の悪影響に関する交渉と密接に関連していると彼の言うところの問題、GEF は技術移転など特定分野における資金供与の唯一の経路であるべきかどうか、ということについて意見が分かれていると述べた。

11月21日火曜日、Minister Sven Auken(デンマーク)と Minister Rejoice Mabudhafasi (南アフリカ)により、SBIの John Ashe 議長の力添えで非公式グループが召集され、その他の「ボックス A」問題と共に本件を処理した。

11月22日水曜日、非公式閣僚本会議で、Minister Auken は資金問題の解決により未決案件の多くに進展が見られると報告し、締約国により新規で追加的な資金供与の可能性が探られているとして、GEF に対する見解に明らかな柔軟性を言及した。日本は、「ボックス A」で話し合われている問題に対して資金を流すための新しい「窓口」を GEF 内に創設すること、GEF の合理化、LDCs 及び SIDS への特別な配慮についてのアンブレラ・グループ(アメリカ、カナダ、オーストラリア、日本、ノルウェイ、ロシア、ウクライナ、ニュージーランドを含む附属書 I 締約国の緩やかな連合)による提案草案を提議すると述べた。Minister Auken は、資金問題に関する別の EU 提案も提議されており、アンブレラ・グループ提出の提案もベースとするが、交渉のたたき台となる材料が多にあると述べた。

11月23日木曜日の非公式閣僚本会議で、Minister Mabudhafasi と Minister Auken は、話し合いにもかかわらず、資金問題は未解決のままであると報告した。

**議長ノート**：本件に関する交渉を進展させるべく、11月23日、Pronk 議長は議長ノートを配布した。これは、適応基金、条約基金、気候資金委員会の創設及び、気候変動関連の資金供与に対する資金を増額することを提案したものである。

適応基金は、GEF における新規の基金であり、信託基金として創設され、LDCs 及び SIDS のニーズに対し特別な配慮が払われるものである。この基金は、非附属書 I 締約国の具体的な適応プロジェクト(第三段階活動)に、CDM の収益の一部(プロジェクト

により発生する認証排出削減量(CERs)の2%)による融資によって資金供与し、国連の実行機関によって実施されるものである。活動には、森林減少の防止、土地劣化と砂漠化の防止などが含まれる。

提案されている条約基金は GEF における窓口であり、別個のガイダンスと LDCs 及び SIDS のニーズに対する特別な配慮が与えられている。この窓口のもとで、附属書 II 締約国は発展途上国における活動のための新規で追加的な資金を提供する。また、市場経済移行国における能力育成への支援も行う。資金は、GEF の第三次資金補充、附属書 II 締約国による自発的献金、基金の受け付けへの附属書 II 締約国の初期割当量のうち一定パーセント移転により供与される。附属書 I 締約国は、議定書第 3 条 1 コミットメント達成目的のために、議定書第 17 条にもとづき、これらのユニットを取得できるとする。

議長ノートはまた、2005 年までに年間 10 億 US ドルのレベルに達することを目的として、その他の経路で資金を増額することを提案している。このレベルが達成されない場合は、JI 及び/ないし排出権取引に課徴金が適用される。また、GEF や地域の開発銀行など既存の資金経路や機関に対し、気候関連の資金供与・合理化・監視・評価をいかに向上させるかを主眼として助言を行うべく、COP-7 で気候資金委員会を設立することを提案している。

**COP-1 第 1 部の結論**：Pronk 議長の議長ノートに関する閣僚交渉は、金曜日丸 1 日かかり、土曜日にまで及んだ。しかし、約 36 時間の白熱した議論の挙句、交渉担当者達は突破口を見出せず、11月25日土曜日午後1Pronk 議長は最終閣僚非公式本会議を召集して、代表団が合意に達せなかったことを発表した。

11月25日、報告書及び決定草案が閉会本会議で処理された。UNFCCC のコミットメント及びその他の規定実施に関するレビューについての報告書(FCCC/CP.2000/3)と GEF の気候変動に関する支援的環境のレビューについての報告書(FCCC/2000/3/Add.1)を含む地球環境ファシリティーから COP への報告書(FCCC/SBI/2000/CRP.15)と、資金メカニズムの運営機関に対する追加ガイダンスに関する決定草案(FCCC/CP/2000/CRP.8)について、COP は認知した。結論草案に関して合意が達成されなかったため、結論草案、決定草案、報告書、あるいは Pronk 議長がまとめた“crunch issues”は、再開される COP-6 に決定を持ち送った。

**能力育成**：交渉の第 1 週目、代表団はコンタクト・グループで能力育成に関する問題を話し合った。このコンタクト・グループは、市場経済移行国(EITs)に関して、発展途上国に関しての、二つのサブグループに分かれた。数多くの非公開「非公式非公式協議」も召集された。両グループの話し合いは、COP の決定草案と、EITs 及び発展途上国における能力育成の枠組みを中心に行われた。第 1 週目の交渉の後、11月20日月曜日、結論草案が、括弧付きの枠組みを沿えて、SBSTA 13 から COP に提出された。交渉の第 2 週目には、能力育成の問題が、Pronk 議長の“crunch issues”第 1 群、つまり『ボックス A』として、閣僚非公式協議で処理された。

**SB-13 第 2 部**：11月13日月曜日の SBI/SBSTA 会合開会で、SBSTA の Dovland 議長は、2つの決定草案 一つは市場経済移行国に対してのものもう一つは発展途上国に対してのものにもとづき能力育成の検討を継続することを補助機関が先の会合で合意したことを想起した。そこで本件は SBI の Ashe 議長と Jukka Uosukainen(フィンランド)が共同議長を務めるコンタ

クト・グループと「非公式非公式」協議で検討された。

**市場経済移行国における能力育成**：11月14日火曜日、本コンタクト・グループは EITs における能力育成に関する結論草案と付属の枠組み草案を取り上げた。代表団は、決定草案と能力育成枠組みに盛り込まれた法的問題を全てと実質的問題の大部分を解決した。この会合で、アメリカと EU が、「GEF によりその権限の中で」枠組み実施の資金的・技術的支援を提供することに関するテキストを、資金メカニズムに関するコンタクト・グループの結果が出るまで括弧に入れるよう要求した。11月16日木曜日、同グループは再び括弧つきのまま残されているパラグラフを取り上げ、序章の中の議定書第10条（既存コミットメント）の記述の周囲にある括弧を取り外すことに合意した。しかし、グループは、資金的問題と GEF の役割に関するパラグラフの周囲にある括弧を取り除くことはできず、そのままの状態でのテキストを補助機関に提出することに合意した。

11月18日土曜日の補助機関閉会会合で、Uosukainen 共同議長が、コンタクト・グループは EITs における活動の視野と基盤を設定し、EITs の優先事項を明らかにし、その枠組みを実施する上での EITs の役割と、EITs を支援する上での附属書 II 締約国 UNFCCC のもとで資金移転・技術移転のコミットメントを有する先進締約国の役割をまとめた枠組みについて合意したと報告した。

この決定草案(FCCC/CP/2000/CRP.12)では、EITs における能力育成枠組みを採択し、定期的に枠組みの効果を見直すことを決定し、付属の枠組みの実施を支援する上で多国間・二国間機関に協調するよう促すことを、補助機関が COP に対し勧告している。また、付属の枠組みと平行する、UNFCCC 下の能力育成枠組みを支援する決定を COP/MOP 1 が採択し、議定書実施に関連する能力育成分野についてさらに記述を設けることも勧告している。補助機関は決定草案と付属の枠組みを検討のため COP に提出することで合意した。

**途上国における能力育成**：代表団は、11月15日と16日の「非常に非公式な」会議で、決定書草案と途上国での能力育成枠組みの概要を記載した附属書を含んだ共同議長報告書の検討を開始した。11月16日に代表団は、資金や GEF の役割に関する条文を、資金メカニズムを扱うコンタクトグループへ送ることで合意した。決定書の実施の監視とその進展の検討をだれがどういった時間間隔で行うのかについて、代表団は合意しなかった。

コンタクトグループは、最終会議を11月17日に開催した。代表団は、決定書草案および枠組み草案にのっているカッコ書きの条文について検討した。枠組みの目的を含めた運用に関する条文について、代表団が、枠組みが、UNFCCC の実施に関係する能力育成の活動に指針を与えるもので「なければならぬ」ということで合意した。代表団は、能力育成についての枠組みを含んだ決定書で、議定書の実施に関連する能力育成を優先分野とする追加的な記載をつけてこの枠組みを再確認するものを、COP/MOP-1 が採択するよう推薦することで合意した。

附属書の枠組みに概要が紹介されている能力育成の範囲について、代表団は議論したが、適応対応措置に関係する表現からカッコ書きを外すには至らなかった。また国別の適応行動プログラムの必要性についても合意しておらず、米国は、これは悪影響問題に関するコンタクトグループで考える問題であると述べた。

Uosukainen 共同議長は、11月18日の補助機関合同会議につい

て報告し、その中で、能力育成の枠組みは、途上国での UNFCCC 実施に関連した能力育成活動に指針を与えるべきであるという点で合意があったと述べた。同共同議長は、資金メカニズムについて作業をしているグループへ送られた資金に関連して残っている問題や、悪影響に関するコンタクトグループで検討している適応策の実施と国別行動プログラムの実施のクロスカッティング的な特質に触れた。補助機関は、その決定書草案で、COP が次のことをするよう推薦した。

- ・ 資金メカニズムの運営母体に対し、途上国での能力育成に関する枠組みの範囲内で、資金調達活動にむけて整備された迅速なアプローチを採用するよう求め、
- ・ 枠組みにのつた能力育成活動を支援するためのプログラムや行動計画作成において途上国と相談するよう二国間や多国間の機関その他の政府間組織に奨め、
- ・ COP-9 および以後5年おきにこの枠組みの実施について総合的な検討を行うと決定する。

枠組み草案では、目的や指針原則、資金や運用を含めた目標・範囲・実施ガイドライン、時間枠、進展状況の検討、事務局の役割が記載されている。この決定書草案と付属の枠組み草案（FCCC/CP/2000/CRP.11）は、COP での検討にまわされた。

**COP-6 閣僚級非公式討議**：COP 期間中に開催された閣僚級非公式プレナリー会議で、この問題がブロンク議長の定めた「ボックスA」の問題として検討されており、このボックスAにはこの他悪影響や技術移転の問題も含まれている。Mabudhafasi と Auken 両閣僚が共同で後押しをした「非常に非公式な」閣僚レベル折衝は、資金に関する未解決の問題を除いて、進展があった。

**議長ノート**：閣僚レベルで合意に達せなかったことから、ブロンク議長は、自身のノートの中で、非附属書 I 締約国を支援するため、2つの決定書草案に記載されているとおり、UNFCCC と議定書実施に関連する能力育成活動に指針を与える枠組みを確立するという提案を行ったこれに続く閣僚級交渉は、合意に至っておらず、問題は、再開される COP-6 で取り上げられることになった。

**技術開発と技術移転**：交渉の第一週の間、代表団は、6回のコンタクトグループ会合や「全く非公式な」折衝で、UNFCCC 第4.5条（技術の開発と移転）規定の有意義で効果的な活動を奨励する枠組み草案に関する共同議長の改訂テキストを検討した。第一週の交渉は、技術のニーズ評価、技術情報、かのようにする環境、および技術移転のための能力育成とメカニズムに関する枠組みでの課題に焦点を当てた。これに続いて、多くのカッコ書きを含んだ改訂版テキストが、SBSTA から COP-6 へ11月20日月曜日に提出された。第二週の交渉では、技術の開発と移転が、議長ノートの「ボックスA」に含まれたクランチな問題の集まりの一部として、非公式な閣僚級協議で検討された。しかし、第二週の閣僚級交渉は、合意を作るにいたらぬ、この問題のテキスト 多くのカッコ書きが含まれている は、COP-6 の再開セッションで再度検討されることになる。

**SB-13 第2部**：SBSTA は、11月13日の第一回会合で、リヨンで設立された Cooper（カナダ）と Afolabi（ナイジェリア）が共同議長を務めるコンタクトグループが再度会合を開くことを決定した。コンタクトグループの第一回会合で、G-77/中国は、交渉の基盤に疑問を呈し、同グループがリヨンで決定書草案に関する提案を提出したことを思い出させた。共同議長は、検討中のテキスト草案が、議長友人団の折衝をベースにしていることを説明した。このグループの会合で議論された問題の中には、ブラジルが

4.5 条の中には明確な EIT への言及がされていないと発言したことに対し、EITs への言及を含めるとのポーランド案があった。

11 月 14 日に、共同議長は、枠組みに関する改訂テキストを、国際的な交換所、技術移転に関する能力育成活動、「技術移転専門家の政府間パネル」または「技術移転に関する専門家諮問グループ」についての要件に関する暫定的な考えという 3 つの附属書付きで提出した。代表団は、評価への資金に関する問題を取り上げ、交換所がバーチャルなものとするべきか、恒久的な組織にするべきかを議論した。

(技術移転を)可能にする環境の実施について、G-77/中国は、途上国の行動が附属書 I 締約国の約束実施にかかっていると述べた。ブラジルは、中国やタイとともに、技術移転と CDM に言及した米国案に強く反対し、UNFCCC での技術移転を議定書にむすびつけようという試みに反対した。

米国、オーストラリア、カナダ、日本、ニュージーランドは、決定書草案についての提案を提出し、その中で、CDM と JI が環境上健全な技術の移転を促進し、容易にし、資金を提供して、締約国が UNFCCC の条項を満たせるようにする可能性を認めた。

コンタクトグループはその後 2 つの小さな草案作成グループに分かれ、一つのグループは、枠組み草案の最初の 3 点、技術のニーズ評価、技術情報、可能にする環境を、第二のグループは、技術移転に関する能力育成とメカニズムの問題を扱うこととなった。草参作成グループは、いくつかの非公式な会合の後、最初の 3 点については合意することを得たが、能力育成とメカニズムでは相違点が残った。代表団は、枠組みで用いられる言葉を強制的なもの、つまり「shall」とするかそれとも「奨められる」とするか、また提案されている専門家の政府間パネルまたは専門家諮問グループの必要性や、組織構成、そして機能について議論した。密室での非公式折衝が数多く行われたが、こういった問題は解決されないまま残った。このため、コンタクトグループは、未解決の枠組み条項を含めたテキストと、全てをカッコでくくった決定書草案を SBSTA に提出すると決定した。

11 月 18 日の SBSTA への報告で、Afolabi 共同議長は、全ての可能な行動について協議し検討するにはもっと時間が必要であると述べた。SBSTA は、決定書草案と付属の枠組み草案を含めた結論書草案を採択し、さらなる検討のため、COP に提出した。カッコ書きの決定書草案 (FCCC/CP/2000/CRP.7) は締約国が提出した提案書 (FCCC/SBSTA/2000/雑 9 と雑 12)、共同議長の提案、またコンタクトグループでの意見発表で表明された見解をまとめようとするものである。これには、決定に関する条文で様々なオプションを含んでおり、これには、民間部門と公共部門の役割、技術移転への資金調達、技術的助言に関する政府間パネルまたは、科学的技術的専門家のアドホックグループの設立についての組織的なアレンジがある。

**COP-6 閣僚級非公式討議:** この問題は、ブロンク議長の問題の集合体「ボックス A」として能力育成や、悪影響、資金調達問題とともに、非公式閣僚級プレナリー会議で検討された。Mabudhafasi と Auken 両閣僚が共同主唱者となって「全く非公式な」折衝が、11 月 21 日 23 日で開かれた。この折衝で、代表団は次のことで合意にいたらなかった: 資金問題、政府間専門家諮問グループの名称と構成、UNFCCC4.5 条規定の報告と検討活動とニーズ、非公式な交換所と技術センターネットワークの開発。

**議長ノート:** ブロンク議長はそのノートで、SBSTA の下に技術

的、科学的な専門家の政府間諮問グループで地理的に公平な配分がされるグループの設立を提案した。このグループは、SBSTA に対し、さらなる活動について助言し、技術移転に関して明らかとなった障壁を解消する手段に焦点を当て、情報の交換所と地域的な技術センターを設置して、情報の交換や検討をやりやすくする。SBSTA は、このグループの作業を定期的に検討し、必要があれば、COP に対し、さらなる行動をとるよう求める。COP の閉会時には、合意にいたっておらず、この問題は、再開される COP-6 のセッションで取り上げられることになる。(FCCC/CP/2000/CRP.7)

**悪影響:** 代表団は、UNFCCC の 4.8 条と 4.9 条の実施と議定書 3.14 条に關係することがらを、UNFCCC 約束の実施に関する検討と、COP/MOP-1 への準備に關係づけて、検討した。また代表団は、第 3 回国連 LDC 会議へのインプットについて決定書草案を検討した。会議の第一週の間、コンタクトグループは数回会合し、また非公式な議長友人グループも会合して、4.9 条実施に關する運用上の条項とか、UNFCCC4.8 条 / 4.9 条と議定書 3.14 条について一つの決定書とするか、2 つの決定書とするかの問題に焦点を当てた。決定書草案を含めたテキストは、補助機関の合同会議から、COP での検討のため、COP に送られた。交渉の第二週の間、悪影響の問題は、非公式な閣僚級討議で、ブロンク議長の「ボックス A」に含まれるクランチな問題の集合体の一部として、検討された。しかし交渉担当者は、これらの問題で合意にいたらず、テキストは、再開される COP-6 で再度検討されることとなる。

**SB-13 第 2 部:** 11 月 13 日月曜日、SBI/SBSTA 合同の代表団は、セッション中間時期の折衝に關する報告を検討し、Kjellen (スウェーデン) と Salamat (イラン) が共同議長を務めるこの問題でのコンタクトグループを再開し、決定書草案のテキスト検討を継続することで合意した。

11 月 14 日火曜日、Salamat 共同議長は、LDCs への特別な配慮を盛り込んだ提案書草案をコンタクトグループに提出し、このコンタクトグループで検討している悪影響に關する決定書草案で全体をカッコ書きにされている 3 番目の条項に置き換えられる可能性があるとして述べた。4.8 条、4.9 条、3.14 条について一つの決定書とするか 2 つの別な決定書にするかについて、Salamat 共同議長は、国連の法律顧問が、UNFCCC と議定書は、2 つの別々な法律文書であることから、2 つの別々な決定書が適切であるが、この問題の決定は、最終的には締約国にゆだねられると指摘したことを報告した。悪影響に關する条文について、G-77/中国は、適応に關係する行動の評価や鑑定を適格としたテキストに反対した。

代表団は、決定書草案のテキストに關する議論を 11 月 15 日水曜日も続けた。「実証可能な適応プロジェクト」と特定の適応活動を即時実施することについてのサブパラグラフを囲むカッコは残された。災害への備えと管理についてのサブパラグラフに關して、代表団は、災害の予防が可能であるかについて討議した。提案された災害基金についての討議は、資金問題グループの結果を待つため、延期された。議長友人グループは、数回密室での討議を行い、テキストについての議論を続けた。代表団は、決定書草案の悪影響に關する部分で、LDCs への特別な扱いに關する文章を組み込むという LDCs 提案を受け入れた。提案されている適応基金と、LDCs への特別な配慮を支援する基金に關する討議は、4.8 条、4.9 条、3.14 条の下でのけって伊に關係する資金問題を、これらの決定に示された行動と切り離して討議するべきではないという立場をとっている G-77/中国からの留保表明にもかかわらず、ブロンク議長提案の資金問題グループに任せることとなった。

11月18日土曜日に、コンタクトグループは最後の会合を開いた。Kjellen 共同議長は、決定書草案に関する共同議長改定案、および4.9条実施に関する運用条項のテキスト、提案されている4.8条、4.9条、3.14条、LDCsに関係するワークショップを含めたテキストを提出した。その後代表団は、行動についてベースとなるべき情報は、国別報告書とその他の関連する情報から派生するものとするか、それとも2つの情報源の一方だけからはせいとするべきかを論議した。Kjellen 共同議長は、決定書草案に、4.9条実施の運用条項を含めることで合意ができた旨と指摘したが、この部分の置き場所は、G-77/中国が発表すると述べた。

同日遅くの補助機関の合同会議で、Salamat 共同議長は、決定書草案 (FCCC/SB/2000/CRP.18) を提出した。討議における協調感覚に注目した上で、同共同議長は、テキストが完全に合意されたものではないと述べた。SBI/SBSTA は、この決定書草案をCOPでの検討のため、提出すると決定した。

**COP 6 閣僚級非公式討議:** 11月20日月曜日、ブロンク議長は閣僚級非公式プレナリーで悪影響問題は、全ての要素における合意が達成されていない "crunch issues" の一つであると発表した。同議長は、その未解決の問題として次のものを取り上げた。

- ・ 資金面に関連する全ての要素
- ・ 一つの決定 (4.8条、4.9条、3.14条をカバーする) を採用するか、2つの決定 (一つの決定は4.8条と4.9条をもう一つの決定は3.14条をカバーする) を採用するかの問題
- ・ 対応措置の影響についてどういった行動をとるべきか、またそれに補償を含めるべきかどうか
- ・ 資金を含め、締約国がとるべき行動という表現に強制的な言葉を用いるべきかどうか
- ・ 議定書3.14条とアカウンティング、報告、検討に関する交渉の結びつき

11月21日火曜日の閣僚級非公式プレナリーの席上、締約国は、ブロンク議長が悪影響と能力育成や技術移転、GEFへの指針をボックスAに入れた、プエノスアイレス行動計画に関する問題のリストに、反応を示した。討議をまとめるに当たり、ブロンク議長は、さらに悪影響での未解決の疑問について述べ、3.14条の補償要求にどういった内容を与えるのか、またLDCsのための特別な措置をどう組織するべきかが関係するとした。討議は、Auken 大臣、Mabudhafasi 大臣と協同での非公式折衝にかけられることとなった。

11月22日水曜日、Mabudhafasi 大臣は、火曜日の折衝での進展について報告し、具体的な行動に向かって動く必要があるという点を出席者が認識したと述べた。しかし、この日の第2回非公式閣僚級プレナリーで、Auken 大臣は、未解決なものが多く残っていると述べ、特定の問題を扱うため、非公式のコンタクトグループを作ることとなった。

11月23日木曜日、Auken 大臣は、重要な "crunch" issues で行き詰まっていることを報告し、コンタクトグループの Salamat と Kjellen 両共同議長の助力が求められた。

**議長ノート:** 木曜日の夕方、COP-6のブロンク議長は、重要な未解決の問題に関する妥協合意書案を書いたノート (Note) を提出した。悪影響の問題について、このノートは、附属書I締約国のとる行動を紹介しており、この中には、パイロット/実証適応プロジェクトの開始、特定分野で十分な情報が利用可能なところから適応プロジェクトを実施する、極端な気象現象に速やかな対応

をするため、各国、各地域でのセンターや情報ネットワークを設置、強化するが含まれている。

議長ノートでは、3.14条に規定する対応措置の影響に対処するための行動も提案している。附属書I締約国および他の締約国が、実施したまたは将来の政策措置におけるそのような影響を制限するための努力について、議定書8条の規定で検討される国別報告書で報告することができると示唆しており、EITsについては柔軟性が認められる。さらに議長ノートでは、対応措置が非附属書I締約国に与える影響という4.8条に規定するものに対処する附属書II締約国の行動についても述べており、経済面での多様化、化石燃料生産でのエネルギー効率向上、先進的な化石燃料技術といったものをベースにした具体的な行動をあげている。これら非附属書I締約国は、その国別報告書の中で自国の特別なニーズや懸念を報告しなければならない。

SIDSも含まれたLDCsでのニーズについて、議長ノートが示しているのは：技術移転や能力育成を含めた脆弱性や適応ニーズの評価に重点を置く、GEF資金提供での別枠作業プログラム；国別適応行動プログラムの開発；具体的な適応プロジェクトの実施；そしてLDCでの専門家グループ確立である。また議長ノートでは、LDCsにより多くのCDMプロジェクトの流れが起きるのを奨励するため、LDCsでのCDMプロジェクトを適応目的の徴収配分から免除することとし、あわせて「小規模CDMプロジェクト」の実施促進を、提案している。

**COP-6 パートIの結論:** 11月25日土曜日、COPは、合意に達しなかったとし、この問題を再開されるセッションでの考察へ持ち越すとした。(FCCC/CP/2000/CRP.5) その後、COPは、4.8条と4.9条、3.14条、LDCsに関するワークショップの提案リストを氏埋め氏、第3回国連最貧国会議へのインプットを含んだ書類を採択した。(FCCC/CP/2000/CRP.13)

**共同実施活動(AIJ):** 11月13日月曜日のSBI/SBSTA合同会議の席上、SBSTAのドブランド議長は、締約国が前回のセッションで、統一報告書様式の改定案を討議するのをSB-14まで延ばすことで合意したと述べた。しかし、同議長は、メカニズムに関するコンタクトグループの議長であるKok Kee Chow(マレーシア)にメカニズムでの交渉の結果によりCOP-6での決定書案を出す可能性について相談するよう求めた。AIJについて、SBI/SBSTA合同会議は、11月18日土曜日に、COP議長の非公式折衝をベースにした決定書草案を含む結論書草案をCOPへ定期することで合意した。

COP-6プレナリーは、11月25日土曜日に、AIJパイロットフェーズに関する決定書草案 (FCCC/SB/2000/CRP.23) を取り上げ、この問題は、その再開セッションで再度取り上げることとした。決定書草案は、AIJに関する第4回統括報告書と、統一報告書式の改定草案について言及している。この決定書の下では、締約国は、AIJパイロットフェーズの継続を決定し、事務局に対し、SB-14以前に報告書式改訂に関するワークショップを企画するよう求めている。さらに決定書草案は、締約国が、2001年6月15日までの第4回年次合成報告書作成に改訂版報告書式を使って、情報を提示することを奨励している。

#### UNFCCC 附属書IとIIの改定案

11月20日月曜日の正式なプレナリー会議の席上、オブザーバー国家であるトルコは、自国を附属書II締約国のグループから外すよう呼びかけ、特殊な状況にある附属書I締約国として考えるよ



う求めた。11月24日金曜日に、ブロンク議長は、これに関連した折衝が行われたことを報告し、この改定案をCOP7での決定に向けSBIの次回セッションで考慮するよう、締約国に呼びかけた。米国、パキスタン、カザクスタンは、トルコの提案を支持し、この問題は、SB-14にまわされることとなった。

#### COP/MOP-1 に向けての準備

**議定書5条、7条、8条**：代表団は、議定書5条（手法上の問題）7条（情報の連絡）8条（情報の検討）の下での指針をSBSTA会合、および最初の週に会合したPlume（ニュージーランド）Paciornik（ブラジル）が共同議長を務めるコンタクトグループで考慮した。技術的な問題で一定の進展があり、このテキストは、11月18日にSBSTAからCOPへまわされた。この問題は、交渉第2週の非公式閣僚級プレナリー会合および非公式折衝で取り上げられた。この問題での合意に達しなかったことから、このテキストは、COP-6の再開セッションで再度検討されることとなる。

**SBSTA-13 第2部**：11月13日月曜日にSBSTAはSB-13パートIでの進展、およびセッション間での非公式折衝での進展についてコンタクトグループ共同議長のPlumeから報告を受けた。同共同議長は、進展に基づいて改訂報告書が作成されており、未解決で残っている問題があることを述べた。

11月14日火曜日に、Plume共同議長は、コンタクトグループに対し、解決が求められている重要な問題のリストを提出した。

- ・ 第一義的な遵守
- ・ 非遵守の規準
- ・ [当初の] 割当量（assigned amount）
- ・ 報告と検討のタイミング
- ・ 3.14条（悪影響）の毎年または定期的な報告と検討
- ・ 実証可能な進展
- ・ 4条（共同達成）に関する報告
- ・ 10条（既存の約束）と11条（資金メカニズム）に関する報告
- ・ [3.3条（新規植林、差異植林、森林後退）と3.4条（追加的な活動）に関する割当量の発生と取り消し]

代表第は、このリストに次のものを付け加えた。専門家検討チーム、守秘義務、国内および法制上のアレンジに関する報告、実施の問題、7条規定の補足情報

第一義的な遵守の問題について、米国は、年次報告に、目録と割当量の両方に関する情報が含まれると説明し、G-77/中国の反対を受けて、第一義的な遵守の問題は、前者の目録にのみ関係すると提案した。「[当初の] 割当量」の問題について、米国と日本は、この用語がメカニズムに関するコンタクトグループの成果に依存することを強調したが、ブラジルが、この用語は、議定書3.1条（割当量）に関するものであると述べ、G-77/中国はブラジルを支持した。報告と検討のタイミングについて、議論は、7条規定の情報提供締め切り日の問題に集中し、メカニズム・コンタクトグループとのつながりが強調された。米国、日本、ニュージーランド、EUは、2007年1月1日を締め切り日とすることを支持し、サモアは、第一約束期間での検討を可能にし、またメカニズム参加の適格性決定も可能にするため、2005年を希望した。実証可能な進展の問題について、EUは、各締約国がその国別報告書で、2005年までの自国の約束達成に向けてどう進展しているかを実証する義務に支持を表明し、米国はこれに反対した。

11月15日水曜日に、コンタクトグループは提示された重要問題での討議を継続した。10条と11条規定の報告について、G-77/

中国は、附属書I締約国が技術移転や「新規のそして追加的な」資金源の提供に関する約束の実施につき報告するよう求められていると述べ、米国とEUはこれに反対した。「議定書3.3条と3.4条に関連する割当量（assigned amount, AAs）の発行と取り消し」に関して、G-77/中国は、7条規定の指針の中で、AAsの「加算」と「減算」について触れることを提案し、EUと米国はこれを支持した。G-77/中国は、さらにLULUCFコンタクトグループでのこの問題に関する合意まで、3.4条に関連するところは、カッコでくくるべきであると付け加え、ニュージーランドはこれに反対したが、インドは支持を表明した。

8条規定の指針について、G-77/中国は、AAsに関する情報の検討について述べたパートIIIを削除することを提案した。インドは、AAsが特定の数量であり、したがって、検討を受けることはできないが、加算や減算に関する情報は検討されると説明した。ブラジルは、G-77/中国に変わり、「初期AA」の用語について述べ、それを「3条の規定で定量的な排出制限削減約束を持つ附属書I記載締約国の遵守に貢献する量」という表現に置き換える、新しいパートIIIのテキストを紹介した。

専門家検討チーム（ERTs）について、G-77/中国は、地域的なバランスを反映した専門家名簿から引き出すことを提案した。守秘義務について、EUは、ERTsが、締約国提供の情報は機密のものであり、その情報の守秘を保証すること、また改正されたIPCCガイドラインの遵守を評価するに十分な情報を締約国が提供しない場合、ERTは、その推定値がガイドラインに準じて作成されたものではないと過程するとする、新しいテキストを紹介した。

7条規定の補足情報報告について、EUは「国内プログラム」の部分に関するテキストで、国内での政策措置について報告するとともに、国際的な排出取引への法人の参加を監視する国内体制についても報告することを求めたものを提案し、米国、オーストラリア、日本、ニュージーランドはこれに反対したが、サモアは支持した。

「実施の問題」について、米国、G-77/中国、ブラジル、インドは、この実施問題の概念を、5.1条（国内システム）と7.2条（補足情報）の下でのガイドラインに対する強制的な必要条件に限ろうという日本の提案に反対した。この会議を閉会するに当たり、Paciornik共同議長は、共同議長がワーキングペーパーを作成すると述べた。

11月16日木曜日に、Plume共同議長は、ワーキングペーパーをコンタクトグループに提出し、導入された変更事項について説明した。その後代表団は、一定の懸念を持っているいくつかの問題に焦点を当てた。良い実践ガイダンスと5.2条（調整）規定の調整に関係する要素では、G-77/中国が、LULUCFコンタクトグループでの議論が終わっていないことから、LULUCFからの排出や除去の推定に関するテキストを括弧内に入れるよう提案した。ニュージーランドは、EU、米国、日本とともに、全ての部門からのそういった推定量を、良い実践ガイダンスの下で作成すべきであり、さらに同意された手法に基づき作成されていない場合には、調整すべきであることを強調した。この問題に関するCOP/MOP-1決定書草案の要素について、EU、スイス、ノルウェーは、締約国が不当に処罰されないよう調整手続きは保守的なものを確保するような文章を含めるという米国の提案で、サウジアラビア、ニュージーランド、オーストラリアが支持したものに、異議をとなえた。共同議長は、未解決の条文をさらに討議するため、関係締約国が会合するよう求めた。

11月17日金曜日にコンタクトグループは、共同議長のワーキングペーパーの考察を継続した。5.2条関連のCOP/MOP-1決定書草案について、米国は、締約国の基本年目録推定量に対する調整は、締約国の初期割り当てが確立したのを受けての改訂推定量で置き換えることはできないと提案した。G-77/中国は、約束期間中のある年度の目録推定量で、調整されたものは、改定されるべきでなく、したがって、基本年の目録と約束期間中の目録の両方も推定量の調整は改訂できないと述べ、EUはこれに反対した。

AAに関する情報の検討についてのパート III を削除するとのG-77/中国の提案について、米国は、AA関連の情報の検討にはガイドラインを設けるべきであると述べた。代表団は、午後一杯から夜にかけて共同議長の友人会議で会合し、共同議長のワーキングペーパー検討を続けた。

11月18日土曜日には、Plume 共同議長が共同議長友人グループでの進展をまとめ、ガイドラインについて、次週の間に何らかの形式でさらに作業を行うと述べた。

11月18日土曜日のSBSTA会議の席上、コンタクトグループ挙動議長のPaciornikは、5.1条の下でのガイドラインについてCOP/MOP-1での採択を推奨する結論草案(FCCC/SBSTA/2000/CRP.16)および5条、7条、8条の下でのガイドラインに関するSBSTA結論草案(FCCC/SBSTA/2000/CRP.17)を紹介した。同共同議長は、これらのガイドラインには依然カッコ書きの文章が含まれているが、議定書の信頼性を確保する方向に向けて、進展があったと述べた。SBSTAは両方の結論書草案を採択した。

**COP-6 閣僚級非公式討議:** 11月21日火曜日の非公式閣僚級プレナリーセッションで、ブロンク議長は、この問題を遵守や政策措置とともに、「ボックスD」に集めたと述べた。G-77/中国は、ブロンク議長の重要問題のまとめに、3つの要素が欠けていると述べた: 10条、11条に関する報告と検討と補完性の問題; ERTsでの公平な地理的代表; 3.2条(実証可能な前進)と3.14条(悪影響)の報告と検討である。代表団はその後水曜日にこの問題でのさらなる討議のため、Bjerke大臣(ノルウェー)とPrabhu大臣(インド)が共同で提供した非公式な小グループ会合を行った。

11月22日水曜日に、Bjerke大臣は、非公式な小グループ会合で行われた作業について報告した。同大臣は、10条と11条規定の報告に関する文章が、推敲されたこと、8条に関する決定書に残っているカッコ書きは、ERTsの構成に関係するものだけであることを述べた。同大臣は、他のグループの結果に依存する問題でカッコ書きがさらに残っていると述べた。

**議長ノート:** ブロンク議長が作成し、11月23日木曜日に提出した非公式ノートでは、5条、7条、8条関連の未決事項を取り扱っておらず、他の問題が解決されたところで、これらの問題が解決できることを示唆している。

これに続く何日かで、この問題は、密室での非公式交渉で代表団により検討され、代表団は、残っていた技術的な問題のいくつかで合意に達した。5条、7条、8条の下でのガイドラインで残っている疑問には、第一義の問題に関わっていない目録調整で認められるレベルとか、ERTs構成の問題といったガイドライン独自の問題が含まれ、また3条、特に3.3条と3.14条に関連した補足情報、排出削減ユニット、認証排出削減、割当量ユニットについての情報、そして4条に関する報告といった他のグループでの結果

待ちのクロスカッティングイシューズが含まれる。

**COP-6 パートIでの結論:** 11月25日土曜日に、代表団はCOPプレナリーで会合し、11月18日土曜日のSBSTAから送られてきたテキスト、非公式折衝をベースにした、京都議定書5条、7条、8条の下での国内システム、調整、ガイドラインに関する議長ノート(FCCC/CP/2000/CRP.10)、および5.1条の下でのガイドラインに関する決定書草案(FCCC/CP/2000/L.2)を取り上げた。両方のテキストとも再開されるCOP6セッションで検討される。

**土地利用、土地利用の変化、森林管理(LULUCF):** LULUCFでの決定書に関するテキストは、SBSTA-13のパートIIでThorgeirsson(アイスランド)とGwage(ウガンダ)が共同議長を務めるコンタクトグループが第一週の間で5回会合し検討したほか、11月17日と18日に会合した非公式な議長友人グループでも取り上げられた。これらの会合では、定義付け、アカウントインテグリティ、議定書3.4条、CDMでの吸収の扱いなどに焦点が集められたが、締約国が合意に達することはなかった。第二週の間、LULUCFは、非公式の閣僚級プレナリーで検討され、11月22日23日、水曜日と木曜日の集中的な非公式折衝の対象である4つの集合問題(クラスター)の一つ(「ボックスC」)を構成していた。これら非公式折衝の成果は、ブロンク議長により11月23日付けの議長ノートに組み入れられ、さらなる交渉のベースとして用いられた。

**SB-13 第2部:** 11月14日木曜日にThorgeirssonとGwage両コンタクトグループ共同議長は、SBSTA-13パートIおよび非公式折衝での締約国からのインプットを下に作られたLULUCFに関する共同議長テキストを示した。米国、カナダ、日本は、3.4条(追加的活動)の下手の森林管理のフェーズイン(段階的導入)に関する提案を提出し、この提案が、追加的な吸収活動実施へのインセンティブを提供することを強調した。このアプローチの下では、特定量の炭素にクレジットが与えられ、その後ディスカウントが適用される。第2の閾値後は、再度全面的なクレジット獲得が認められる。

代表団は、この提案と新しい共同議長テキストの要素について、火曜日と水曜日に議論した。米国、カナダ、日本は、3.3条(新規植林、再植林、森林後退)と3.4条の包括的な決定を支持し、このことは議定書の成功を決めるものであると論じた。ツバルは、AOSISを代表してまたEU、中国、ノルウェー、ペルー、マレーシアとともに、第一約束期間中での追加的な活動に反対した。ブラジルは、G-77/中国を代表し、附属書I諸国での排出削減が重要な役割を持つことを強調した。

コロンビアとボリビアは、附属書I締約国が、炭素を吸収する追加的な活動を勘定に入れることができるが、追加的な排出源は無視するような、3.4条の「pick-and-choose(好きに選べる)」アプローチに対し警告した。EUは、全ての定義付けの間で一貫性とバランスをとる必要があることを強調した。同代表は、6条(JI)や12条(CDM)で吸収が認められる場合にも、3.3条と3.4条の下での定義が、必ずしも当てはめられるわけではないことを強調した。「森林」の定義について、AOSISは、バイオーム(生物群系)アプローチを支持した。EU、Environmental Integrity Group、ノルウェー、チリはこれに賛成したが、アプローチが十分熟していないと述べた。

11月16日木曜日にコンタクトグループは、メカニズムの下で吸収を含めることについて、この実際の決定はメカニズムグループ

が行うが、それに技術的助言を与えるため、会合した。

コロンビアは、認証排出削減(CERs)の期限終了に関する提案を提出した。LULUCF 活動に関連する主な問題が恒久性であることを踏まえ、同代表は、全ての LULUCF プロジェクトを非恒久である可能性のあるものとして取り扱い、それに伴う CERs は、一定期間後期限終了としなければならない、その後は(別な植林プロジェクトとそれに伴う CERs に 訳注)置き換えられるとの提案を行った。

AOSIS は、CDM での吸収が規模、可逆性、リーケッジ、不確実性、負の環境影響と負の社会的影響により、問題があることを強調した。EU は、CDM での吸収に反対し、これを含めることは、途上国への排出削減技術の移転を減らすことになると論じた。

ボリビアは、CDM の下での既存森林保全を支持した。コスタリカは、LULUCF 活動が認められるなら、南北間のリーケッジが大きな問題になると論じた。G-77/中国は、吸収は一時的な除去を与えるだけだという同グループの原則に注意を促した。

オーストラリアとカナダは、吸収に関係する問題を取り扱う手法が存在すると述べた。米国は、リーケッジをどれだけ起きやすいかという意味で、それぞれのプロジェクトが異なることを指摘し、カナダや日本とともに、現実に実施される LULUCF プロジェクトの規模は、限定されたものになるという点を強調した。

11 月 17 日金曜日に、スイスは、Environmental Integrity Group を代表し、二酸化炭素による豊穠化や窒素堆積、森林の樹齢構成の影響などによる windfall (波及) 効果による炭素吸収についてクレジットを制限するとの提案を紹介した。同代表は、この提案に、Windfall 硬化に関するバイオーム別の閾値を減算することが含まれ、また吸収クレジットからの他の不確実性に関する閾値も減算することが含まれると述べた。

Thorgeirsson 共同議長は、その後 LULUCF に関する新しい共同議長テキストを配布したが、このテキストは、前提となる原則が外されていたため、コンタクトグループが受け入れなかった。作業は、密室での議長友人たちの折衝という形で進められた。しかし、11 月 18 日土曜日にコンタクトグループが再度会合した再、Thorgeirsson 共同議長は、夜までの 11 時間もの会合の後でもグループが新しいテキストを作り出すのを保証するほど多くに問題について共通認識に達しなかったと説明した。同共同議長は、SBSTA のプレナリーで、COP に送るべき決定書草案 (FCCC/SBSTA/2000/CRP.11) を紹介し、締約国から提案された原則を編集せずに序文資料として含めていることを指摘した。同共同議長は、(京都 訳注)メカニズムでの吸収の扱い (訳注)に関するセッションと、締約国からの提出事項を概観し、いかなる共通認識にも達しなかったと述べた。

COP-6 閣僚級非公式討議: 11 月 20 日月曜日の第一回非公式閣僚級プレナリーの席上、米国は、米国、日本、カナダを代表して、3.4 条の下での活動に関するクレジット段階導入のための提案に数字を付け加えた。全ての国は、管理された森林における年間の炭素吸収を二千万トンを超えない範囲で全量勘定にいれることができるというものである。これを超える水準のクレジットは、3 分の 2 に割引される。

11 月 21 日火曜日の非公式閣僚級プレナリーでの議論で、英国は、EU を代表して、米国案に反応を示した。同代表は、EU が炭素吸収、特に森林についての概念を受け入れると述べたが、Center

Group Eleven (11 の中欧、東欧諸国グループ) とノルウェーとともに、いくつかの問題、特に規模についての問題があることを強調した。G-77/中国は、自然の吸収によるクレジットを排除する必要があることを強調した。米国は日本とともに、自然の影響要素を満足できる形で排除することはできないと述べた。

Carabias Lillo (メキシコ) と Miklos (スロバキア) の両大臣が設置し、LULUCF コンタクトグループ共同議長が助力した非公式グループの会合が行われた。11 月 22 日水曜日に Lillo 大臣は、LULUCF の 2 回の非公式折衝会合について報告し、3.4 条の活動を場合によっては第一約束期間でも管理された条件下で含めるための条件について 2 つの異なるものを探ったと述べた。同大臣は、問題がまだ解決されていないことを指摘した。同代表は、第 2 回の会合で、CDM に LULUCF 活動を含めることについて、焦点が集まったことを述べた。11 月 23 日木曜日に、同大臣は、LULUCF に関する非公式グループが、前夜 2 つのサブグループに分けられたことを報告し、一つのグループは 3.4 条での分析に集中し、もう一つのグループは、CDM に LULUCF 活動を入れるかどうかに着目したと述べた。最初のサブグループでの作業について、同大臣は、1990 年以前の炭素九州のような一部の要素をディスカウントするというアイデアについて議論されたと述べた。後者のサブグループでは、恒久性を扱う必要があることがグループ内の共通の見方であると報告し、この問題で、IPCC からのインプットを合わせさらなる SBSTA での検討をする可能性について議論が集中したと述べた。同大臣は、限定された LULUCF プロジェクトの第一回パイロットフェーズに向けてのアプローチが検討されたことを述べた。同大臣はその後、LULUCF グループが、限界に達しており、論議での集約の可能性は少ないと述べた。

議長ノート: ブロンク議長は、11 月 23 日の議長ノートで、締約国が 3.3 条規定の「森林」の定義に、国内事情を加味しつつ、FAO の定義を用い、新規植林、再植林、森林後退には IPCC の定義を適用しよう提案した。森林の定義に対するバイオーム別のアプローチが、さらに検討される。

第一約束期間における 3.4 条の下での追加的な活動という意味で、締約国は、放牧管理、耕作管理、森林管理、再植生を含めることが認められた。規模の問題に対応するため、締約国の基本年排出の 3% をクレジットの上限量とするとされた。さらに締約国は、森林在庫全体が増えている限り、3.3 条での debit の可能性を相殺する水準までの 3.4 条活動に全面的なクレジットを与えられる。この水準を超える場合には、非直接的な人為的效果と不確実性分を差し引くため、森林管理活動からのクレジットの 85% を削減し、3.4 条活動からは 30% のクレジットを削減する。この「要素排除」プロセスは、定期的に見なおされ、IPCC のガイダンスを受ける。CDM での LULUCF に関しては、新規植林と再植林を認めるが、保全プロジェクトは認められない。これらは、適応基金の下で優先的に扱われる。

COP-6 パート I の結論: ブロンク議長ノートについての交渉は、3.4 条の活動を第一約束期間に含めるかどうかを含めた全ての未決事項を解決しないまま残した。11 月 25 日土曜日の COP-6 パート I 閉会プレナリーにおいて、代表団は、議長ノートに沿い、LULUCF に関するテキストも含め SBSTA-13 から COP に提出された交渉用テキストをベースにした作業を継続するという決定書 (FCCC/CP/2000/L.3) を採択した。

メカニズム: 第一週の間、代表団は、議定書メカニズムに関連する問題を Chow (マレーシア) を議長とする 3 回のコンタクトグループ会合と、無数の密室での「本当に非公式な」会合で議論し

た。交渉担当者は、補完性、互換性(fungibility)、吸収そして/または原子力エネルギープロジェクトをCDMに入れるかどうか、CDMの資格を持つプロジェクトのリスト(「ポジティブリスト」と、メカニズムに関する課徴金(levy)の問題に焦点を当てた。第二週の間では、非公式な閣僚級での折衝と密室での非公式セッションで、「crunch issues」のボックスBクラスターの一部としてメカニズムの問題が扱われた。メカニズムに関する重要な懸念事項については、ブロンク議長の議長ノートに対応する最後の一連の密室交渉でも取り上げられた。しかし締約国は、これらの問題、特に補完性の問題で合意に至らなかった。

**SB-13 第2部:**11月13日月曜日のSB-13第2部の合同会議開会で、Chow議長は、SB-13パートI以後改定された議定書6条(JI)、12条(CDM)、17条(排出取引)登録簿に関する議長テキスト(FCCC/SB/2000/10/付.1、付.2、付.3、付.4)を簡単に紹介した。メカニズムに関するコンタクトグループの最初の会合は、月曜日の午後に行われ、締約国が重要問題での立場を再度表明した。11月14日火曜日の短いコンタクトグループ会合に続いて、密室での「本当に非公式な」会議が火曜日の夜遅くまでと、水曜日1日と夕方遅くまで開かれた。11月16日木曜日に、メカニズムに関するコンタクトグループは、Chow議長からのフィードバックを受けするため、オープンセッションでの会合を開き、CDMの方法や手続き面についての改訂テキストが回覧された。これらの会合の中で、多くのサブグループが作られ、この結果、テキスト中で大きな対立点のなかった部分からカッコ書きが外された。

11月18日土曜日に、Chow議長は、特にテキストでの決定部分に関して前進があったことを報告した。土曜午後の補助機関合同会議で、Chow議長は、6条、12条、17条、登録簿に基づくメカニズムでの結論書草案(FCCC/SB/2000/CRP.19、CRP.20と付.1、CRP.21、CRP.22)を提出した。

**COP6 閣僚級非公式討議:**11月20日月曜日のSBSTA会合で、Dovland議長は、CDMの「即時開始」、その組織構造の特徴、そして地域的なバランスの必要性といった議論に関して報告した。

11月21日火曜日の閣僚級非公式プレナリー会議の中で、閣僚および高官から、いくつかの未解決で「crunch issues」について意見の表明があった。Executive Boardの構成についてG-77/chuugokuは、地域的に公平な代表とする必要性を強調した。米国は、この問題について柔軟な姿勢をとる可能性があるとして述べた。CDMにおけるプロジェクトの適格性について、EUは、「ポジティブリスト」の方を望むことを強調し、ハンガリーはこれを支持したが、日本、オーストラリア、米国、カナダ、サウジアラビアはこれに反対した。G-77/中国は、プロジェクトを受け入れる途上国が、プロジェクトの決定に単独の判断をするべきであると論じた。アフリカグループは、国別報告書の提出が、CDM参加の前提条件とするという提案に懸念を表明した。米国は、「ポジティブリスト」がなく、吸収プロジェクトがCDMに含まれるのなら、小規模プロジェクトの可能性について柔軟な姿勢を表明した。米国、カナダ、日本、コスタリカ、オーストラリア、コロンビア、ホンデュラス、ポリビアは、CDMに吸収プロジェクトを含めることに好意的な議論をし、EU、中国、ガーナはこれに反対した。ロシア連邦は、吸収問題に関する決定を次の約束期間に延ばすことを提案した。ホンデュラス、サウジアラビア、ハンガリーは、CDMに原子力発電を含めることに反対する議論を行った。オーストラリアは、それは各途上国が決めることであると述べた。

補完性の問題について、日本と米国は、議定書を再交渉すること

に反対することを求めた。EUは柔軟な対応の必要性を認識しつつも、国内での行動をとることの重要性に注意を向けた。インドネシアは、排出削減の70%を国内での行動によって行うこととし、特定の条件下でこの70%という数字を減らす可能性をもたせることに好意的な議論をした。ハンガリーとアフリカグループは、柔軟性メカニズムに対する数量的な制限実施を奨め、ロシア連邦とオーストラリアは、これに反対した。

G-77/中国、アフリカグループ、サモアは、3つのメカニズム全てに適用される課徴金(levy)をベースにした適応基金の設立を求め、米国、カナダ、日本、ロシア連邦、ハンガリー、オーストラリアはこれに反対した。日本は、ODA資金のCDMへの利用を支持し、中国とインドネシアはこれに反対した。排出取引と義務の問題について、G-77/中国は、「約束期間内の保留」と「過剰削減ユニット」というオプションを混ぜる方を望むと表明した。

11月21日火曜日の非公式閣僚級プレナリーを閉会するにあたり、川口長官(日本)と、Mota Sardenberg(ブラジル)大臣がChow議長の支援を得て進める、非公式なグループが設置された。11月22日水曜日に、川口長官は、補完性問題において違いが残っている部分について報告した。同長官は、EUが数量上限の可能性に関心を表明したと述べ、インドと米国が代替可能性、AAs、およびExecutive Boardについての折衝を行っているとして報告した。CDMについて同長官は、プロジェクトの例示リストに過半数が反対していると述べた。

密室での非公式討議は、11月22日水曜日の午後まで続けられ、さらなる進展についての報告書がその夕方の閣僚級非公式プレナリーに提出された。閣僚たちは、適格性と資金的な追加性では一定の進展があったが、義務や、補完性、Executive Boardの構成についての進展は十分でなかったと告げた。プロジェクトの適格性について、Sardenberg大臣は、締約国の過半数がプロジェクトリストに反対していると述べた。同大臣は、またCDMにODA資金を使うことについては、これが現在のODA水準よりも多い場合、一定の支持があることを告げた。同大臣は、技術的な詳細を解決する必要があるとは言え、特急での実施から恩恵を受ける小規模プロジェクトの役割について合意ができつつあることを告げ、さらにLULUCFプロジェクトの適格性については多様な見方があると述べた。

前夜の密室での討議について報告を受けるため、11月23日木曜日の朝に非公式な閣僚級プレナリーが開かれた。川口長官は、CDMに関する詳細での合意が近いと述べ、それには資金的追加性、小規模プロジェクトでの特急レーン、適応に関するCDMからの収益の一部を利用する方法、環境上の追加性、プロジェクトの適格性リストなしといった問題が含まれるとした。同長官は、排出取引、登録、参加についての進展も告げた。クロスカッティングイシューについて同長官は、メカニズムの利用に関する附属書I締約国の適格性についての合意を報告したが、収益の一部配分、代替可能性、補完性については合意していないと報告した。

**議長ノート:**11月23日木曜日に出されたブロンク議長の議長ノートでは、Executive Boardを、国連地域グループそれぞれからの同一数の代表とSIDSから1名の代表で構成することが提案された。コンセンサスでの同意に達するよう努力するが、最終的な手段として4分の3の多数決での合意をはかると述べている。このBoardは、COP/MOPの権限および支持の対象であり、COP/MOPに対して責任を負うこととする。議長ノートでは、CDMの速やかな開始を推奨しており、Boardは、次の補助機関セッションで選出されることとする。

CDM プロジェクトの適格性について、議長ノートは、プロジェクトが持続可能な開発に貢献するかどうかの評価は、主催締約国の判断であることを認めている。この議長ノートは、附属書 I 締約国が、CERs を得るために原子力施設を利用するのを控えるという意志を宣言し、さらにエネルギー効率改善や再生可能エネルギーへの配慮促進を行うことを、提案している。補属性について、同議長ノートは、附属書 I 締約国が、主に国内での行動により排出削減約束を達成すること、さらにその遵守は、遵守委員会の促進部が定量的、定性的な情報をベースに評価することを提案している。

取引手法や義務について、議長ノートは、附属書 I 締約国が、AAs の一部を当該約束期間に特定した自国の登録簿に保持し、この部分が同国の AAs の 70%、または予測される排出量または最近の排出量を下に決定される割合とするよう提案している。この部分は、再計算され、各締約国の排出データに関する毎年の検討の後、必要があれば、調整される。

代替可能性について、議長ノートの提案では、COP/MOP で設定される規則や手続きにしたがい、排出削減ユニットと割当量の一部を、交換することが可能であるとしている。同ノートは、CDM プロジェクトの公平な配分を促進するよううたっている。CDM への LDC の参加を促進するための用意がされる。JI について、議長ノートは、締約国が報告要求を満たすなら、検証に厳密な手続きは必要ないが、締約国が、こういった報告要求を満たせない場合には、CDM 手続きに準ずるべきであるとしている。

**COP-6 パート I の結論：**締約国は、引き続きテキストについて議論する密室の非公式セッションを行ったにも関わらず、妥協に至らなかった。第 2 週を通しての議論の結果、6 条 (JI) 12 条 (CDM) 17 条 (排出取引) 登録簿に関する決定書案の改訂版 (FCCC/CP/2000/CRP.1, CRP.2/付.1, CRP.3, CRP.4) が COP-6 での再開セッションでさらに議論する目的で、作成された。

**遵守：**SB-13 第 2 部では、11 月 13 日月曜日と 18 日土曜日の SBSTA/SBI 合同会議や 11 月 14 日火曜日と 17 日金曜日の数回にわたる遵守に関する共同作業部会 (JWG) 会合で、議定書の下での遵守が話し合われた。代表団は、附属書 I 締約国と非附属書 I 締約国の差異に注目し、これには原則や COP/MOP の役割、結果、採択が含まれていた。COP-6 の第 2 週では、11 月 20 日月曜日と 24 日土曜日の COP プレナリー、そして Bjerke 大臣 (ノルウェー) と Prabhu 大臣 (インド) がブロンク議長の 4 番目の "crunch issues" 集合体 「ボックス D」の一部として、共同で進めた非公式な折衝で、この問題がさらに議論された。11 月 24 日と 25 日の最終交渉でも合意に達しなかったことから、JWG の結論は、COP-6 の再開セッションへまわされることとなった。

**SB-13 第 2 部：**11 月 13 日月曜日の SBI/SBSTA 合同第一回セッションで、JWG 共同議長の Slade 大使 (サモア) は、非公式の折衝について報告し、交渉の土台となる改訂テキストが作成されたと述べた。

11 月 14 日火曜日の JWG 第一回セッションでこの改訂テキストが提出された。テキスト内に原則を含めることについて、G-77/中国は、これを保持することを求め、米国と日本はこれに反対した。遵守委員会のプレナリーで、G-77/中国は、予備的検査機能のほか、割り振り機能ももたせるべきであると述べ、米国、EU、オーストラリア、ロシア連邦、ニュージーランドはこれに反対した。促進部の権限について、EU は、米国、オーストラリア、ニ

ュージーランドと共に、それぞれの事例を、参加している締約国を基にしてではなく、そのメリット (利点) を基に取り扱うべきであると述べ、サウジアラビア、中国、アラブ首長国連合は、これに反対した。執行部の権限について、G-77/中国は、この機関が、附属書 I 締約国のみを取り扱うべきであると述べた。サウジアラビアとアラブ首長国連合は、3.14 条 (悪影響) も執行可能であると述べ、サモアと日本はこれに反対した。

11 月 15 日水曜日には、Slade 共同議長による非公式に折衝に続き、代表団が JWG の夕方のセッションで議論を再開し、遵守の手続きとメカニズムの採択について 3 つのオプション 決定書の採択、議定書の修正としての採択、議定書に組み入れる合意としての採択 を提供している共同議長案についてコメントをした。G-77/中国は、一つのオプションに決定するのは時期尚早であると述べた。日本、オーストラリア、ロシア連邦は、決定書の採択を支持し、米国、EU、カナダはこれに反対した。

11 月 16 日木曜日に、代表団は JWG の会合および、密室での「全く非公式な」折衝や草案作成グループで会合し、交渉テキストについて作業を継続した。JWG の正式な会合では、G-77/中国から、新しい提出書類に含まれる、遵守体制の下での結果に関する同グループの見解を示した。実施上の結果について、G-77/中国は、これらを附属書 I 締約国と非附属書 I 締約国との間で差異をつけるべきであると再度主張した。執行部での結果について、同代表は、これを附属書 I 締約国だけに適用するべきであり、遵守しなかった条項により、次のものを含めるべきであると述べた。つまり、メカニズムに参加する締約国の適格性の停止、遵守計画の提示、非遵守の宣言、権利や特典の停止、遵守基金への寄贈、次の約束期間において、割当量を罰金分も含め削減、である。

11 月 17 日金曜日、代表団は、水曜日の議論を踏まえた共同議長テキスト改訂版を検討するため、また代表団の提案が適切に反映されているかを考慮するため、「全く非公式な」会議で会合した。その後代表団は、正式セッションに集まり、JWG 報告書を検討した。Dovland 共同議長は、JWG の最終会議で、代表団は JWG の最終成果として明確なテキストを持つことを希望していたが、解決しなければならない難しい問題が多数あったため、これは挑戦的な試みであったことを強調して会議を締めくくった。

11 月 18 日土曜日に、Slade 共同議長は、JWG が SB-13 第 2 部の期間中行った作業についての報告書 (FCCC/SB/2000/CRP.15/改.1) を SBI/SBSTA 合同会議に提出した。同共同議長は、16 条 (多国間諮問プロセス) での原則や関係の部分について、締約国からあった 2 つの提案が、不注意にも省かれてしまったと述べた Slade 共同議長が修正した報告書が、COP にまわされた。

**COP-6 閣僚級非公式討議：**11 月 20 日月曜日に、SBI 議長の Asche は、SBI の 12 回および 13 回セッションでの作業性を報告し、これには、JWG の結論草案 (FCCC/SB/CRP.15/改.2) が含まれていた。その後代表団は非公式な閣僚級プレナリーで会合し、ブロンク議長は、未決事項に含まれるのは次の問題であると示唆した。つまり、結末、差異化、構成、COP/MOP、採択の法的な形式と、実施・執行部の権限である。

11 月 21 日火曜日に、ブロンク議長は、議定書の遵守に関する問題を、5 条、7 条、8 条問題や政策措置の問題とともに、「ボックス D」に集めることを提案した。

11 月 22 日水曜日に代表団は非公式閣僚級プレナリーセッションで会合し、未決問題での交渉を進展をはかった。ポーランドは、

中欧 11ヶ国グループを代表して、非遵守の扱いは、締約国ベースとするべきでなく、約束の質をベースにするべきである。同代表は、ロシア連邦とともに、EIT 諸国への柔軟性を呼びかけた。中国は、厳密な遵守システムが 5 条、7 条 8 条をベースにするべきであることを強調した。同代表は、附属書 I 締約国と非附属書 I 締約国の責任の違いが、原則や権限および結末といった部分に反映されるべきであると付け加えた。同代表は、各種機関の構成に関する問題を取り上げ、公平性と地理的に公平な代表という原則の遵守を呼びかけて、発言を終了した。ブロンク議長は、構成に関する問題は、クロスカッティングなイシューであると述べた。アルゼンチンは、遵守体制の採用と、議定書発効前の海底の可能性について、懸念を表明した。結末の問題について、同代表は、この協定に対する信頼性の根源は、誠意にあるべきだと述べた。米国は、法的に拘束力のある結末が、懲罰的である必要はなく、次の約束期間において、1.3%のペナルティ率分も入れて(AAs)を削減し、同時に議定書 4 条(合同達成)に規定する締約国が利用できるユニットの移動を制限することを支持すると主張した。EU は、4 条がメカニズムではないと論じ、アルゼンチンの見解にコメントをして、議定書に市場本位なメカニズムが含まれていることから、誠意だけでは十分ではないと述べた。同代表は、法的に拘束力のある結末が、議定書の環境的な健全性への懸念と、民間部門がメカニズムを利用するのに必要な信頼性を提供する必要性の両方により、正当化されるのでであると説明した。G-77/中国は、非遵守が附属書 I 締約国の取引相手だけでなく全てのものに影響を与えることを強調し、このことが、遵守委員会の構成にも反映されるべきであるとうたった。

オーストラリアとロシア連邦は、拘束力のない遵守体制について論じ、自国は、他の国の遵守よりも自国の遵守についてより心配していると述べた。日本はオーストラリアを支持して、自国の主要貿易相手先が、他の附属書 I 締約国ではなく、非附属書 I のアジア諸国であると説明した。AOSIS は、自主基金への支払いが、締約国に実質上追加的な柔軟性メカニズムを提供すると述べた。

代表団は、これらの問題について、午後、密室での非公式折衝で会合したが、プロテスターが部屋に乱入し交渉を中断させたため、短時間で打ちきられた。折衝は、夕方早くに再開され、続いて非公式の閣僚級プレナリーが行われて、席上、会議の補佐役で Bjerke 大臣は、結末に焦点を当てた議論が行われたことを報告し、作業中断もあり、さらに時間が必要であることを強調した。

11 月 23 日に Bjerke 大臣は、前夜の議論が、遵守委員会の設立と組織構造、プレナリーの機能、そして原則を遵守テキストにどう反映できるかに集中したことを報告した。同大臣は、全ての“crunch” issues が解決されたわけではないため、より多くの時間が必要であることを指摘した。

議長ノート：木曜日夜の議長ノートでは、3.1 条(割当量 AAs)規定の非遵守に関する結末について、あらかじめ合意がなされ、また次のもので構成されることを提案している。次の約束期間における、過剰排出分プラス 1.5-1.75%のペナルティ分を減算、そして遵守行動計画の認可である附属書 I 締約国と非附属書 I 締約国の間の差異について、この議長ノートは次のことを提案している。執行部の権限は、附属書 I 締約国が負っている約束に限定されることとし、CDM での非附属書 I 締約国については何の適格性も求められないが、促進部での結末は、これら 2 つの締約国グループ間での差異がない。COP/MOP の役割について、議長ノートでは、一般的な政策方針に限定することとし、さらに控訴手続きは含まないことも提案している。権限について、議長ノートは、執行部が、数量約束や議定書 6 条、12 条、17 条での適格性

をカバーし、他の全ての場合は、促進部の権限範囲とすることを提案している。

遵守委員会の構成について、促進部、執行部とも、11 名を、現在の UNFCCC の慣習に基づき指名することとする。執行部においては、決定についてコンセンサスがない場合には、全体として、そして附属書 I と非附属書 I でのダブルマジョリティー(3 分の 2 の多数決)で採択される。議長ノートでは、最後に、遵守システムが、議定書発効前にそれを補足する合意書として、法的に拘束力のある結末も入れて採択されることを提案している。

これに続く日にちでは、この問題は、代表団の間、また閣僚級での密室での非公式会議で議論されたが、ブロンク議長の議長ノートで明記された問題、特に執行部での活末については、合意に達しなかった。

**COP-6 パート I の結論**：11 月 25 日度量日のプレナリー会議で、COP-6 は、一つの決定書草案、議定書の規定する遵守に関連する手続きやメカニズム、そして最終条項を含めた JWG 結論書草案(FCCC/SB/CRP.15/改.2)を取り上げた。

**政策措置(P&Ms)**：交渉の第一週の間、代表団は、Romero (スイス)と Miyungi(タンザニア)が共同主催するコンタクトグループの 5 回の会合、そして多くの「全く非公式な」密室での会合で、P&Ms のテキストについて議論した。SB-13 パート I で作成されたテキストに注目した、第一週での交渉に引き続いて、多くのカッコ書きを含んだ結論書草案の改訂版が、交渉第 2 週の 11 月 20 日月曜日に、SBSTA13 から COP へ提出された。第 2 週の交渉では、P&Ms の問題は、ブロンク議長の“crunch issues”の集まりである「ボックス D」の一部として、閣僚級の非公式会議で取り扱われた。こういった議論の結果、P&Ms に関する決定書草案でカッコ抜きのテキストが、再開 COP-6 セッションでの採択のため、作成された。

**SB-13 第 2 部**：11 月 13 日月曜日の SBSTA 会議の初めに、Dovland 共同議長は、SBSTA が、SBSTA の早期の会合で開発した P&Ms の「最善の実践」を決定書草案の要素として考慮に入れつつけることで合意したと続けた。

第一週でのコンタクトグループ交渉では、締約国は、交渉テキストの改正を提案した。取り上げられた問題は、UNFCCC や議定書の特定条項を引用する序文部分を削除するかどうか、議定書 2 条(P&Ms)での P&Ms の効果を強調する引用を 2 条全文とするか、2.1 条(b)項(P&Ms での協力)に限定するかどうか、P&Ms での将来的な作業をサポートするものとして、特定の国際組織、特に OPEC に言及するかどうか、そして附属書 I 締約国が実施し、計画する P&Ms の情報を、国別報告書の情報をベースに事務局がまとめるよう求めるかどうかである。またこのグループは、P&Ms の効果を評価するための基準や定量パラメータの利用、そして G-77/中国とサウジアラビアが呼びかけた、附属書 I 締約国による悪影響を最小限に抑えるような形での P&Ms 実施へ進む行動の評価についても議論した。EU と G-77/中国は、P&Ms に関する将来の作業が、附属書 I 締約国によるその議定書上の約束達成への実証可能な進展を評価するのに役立つべきであることを強調した。

この「実証可能な進展」の評価は、最も対立の多い問題の一つである。カナダは、日本やオーストラリア、米国の支持を得て、現行の決定書やそれに関連するイニシアティブを、別なテキストに置き換えて、2 条と 3.2 条が実証可能な進展の意味で P&Ms に何

の規定もしていないとして、SBSTA が 7 条規定で推敲される可能性のある指針に基づきこの問題を検討するまでは、この実証可能な進展の検討を行うことができないという文章にすることを提案し、G-77/中国と EU はこれに反対した。「全く非公式な」討議に続いて、共同議長は、第一週の終わりに、COP での検討用に、この問題での 3 つの広範囲なオプションを提案してきた。SBSTA-13 第 2 部の最終会議で、Romero 共同議長は、条約附属書 I に含まれる締約国の間での P&Ms に関する「最善の実践」の結論書改訂草案を提出した。(FCCC/SBSTA/2000/CRP.14) これら草案は COP での検討のためまわされた。

**COP-6 閣僚級非公式討議:** 第 2 週の間開催された非公式閣僚級折衝では、P&Ms の問題は、遵守や 5 条、7 条、8 条問題を含めた「ボックス D」ブロンク議長が示した "crunch issues" の 4 番目の集まりの中で検討された。11 月 21 日火曜日の非公式閣僚級プレナリーで、閣僚や高官たちは、P & M s に関して未解決である "crunch" issues で次のものについて、それぞれの見解を発表した。議定書 3.2 条の下での「実証可能な進展」を 2005 年までに評価、途上国での P & M s の悪影響を扱うためのアプローチ、P & M s の効果を評価するための共通基準決定の可能性。

EU は、P & M s のワークショップにおける非附属書 I 締約国参加の価値を強調し、排出目録だけでは、2005 年での実証可能な進展評価に足るだけの総合性をもっていないと論じ、この点必要な情報について COP-7 で決定することを提案した。G-77/中国は、議定書 2 条全体を決定書に引用するべきであると述べ、「附属書 I 締約国」について特に引用しつづけることを提案した。火曜日の非公式閣僚級プレナリーを終わるにあたり、「ボックス D」の問題集合体を検討する非公式グループが、Bjerke、Prabhu 両大臣の支援を受けて作られた。

11 月 22 日水曜日夕方の閣僚級プレナリーへの報告の中で、Bjerke 大臣は、実証可能な進展に関する議論が、どういった報告をいつ出すかということに集中したことを報告した。同大臣は、カナダからの以前の提案をベースにした妥協の可能性がサブグループで明らかになっていることを告げた。11 月 23 日木曜日に、同大臣は、この報告は、国別報告書とは別な報告として、2005 年に行うべきとする案で、かたまりつつあることを報告した。

**議長ノート:** 11 月 23 日木曜日の夕方に配布されたブロンク議長の議長ノートでは、締約国は、P&Ms に関する情報交換を続けること、COP は、附属書 I 締約国に対し、実証可能な進展の意味について、見解を提出するよう求めることを提案し、またこういった進展に関する報告のガイドラインが必要であることを、COP-7 でさらに検討するという見地から提案している。

**COP-6 パート I の結論:** 会議の結論において、交渉担当者は、附属書 I 締約国間の「良い実践」P&Ms に関する決定書草案 (FCCC/CP/2000/CRP.6) について、明確な妥協したテキストを作成できた。この決定書草案では:

- ・ P&Ms に関する将来的な作業は、適当な場合は基準や定量パラメーターを通して、附属書 I 締約国の国別報告書の中で、P&Ms を報告する上での透明性を増大させ、P&Ms の悪影響を最小限に抑える方法について情報の共有をやりやすくし、附属書 I 締約国が自身の P&Ms のそれぞれの効果や組み合わせた効果を強化するため、附属書 I 締約国間で協力するための追加オプションを明確にする上で締約国を支援して、P&Ms の透明性や効果性、比較可能性に貢献するべきであると決定し、
- ・ 将来的な作業は、実証可能な進展に関する情報報告での要素を明らかにするために役立つものでなければならぬと決定す

る。

決定書草案は、再開される COP-6 セッションでさらに検討される。

**単一のプロジェクトが、約束期間中の排出に与える影響:** 11 月 13 日月曜日の SBI/SBSTA 第一回合同セッションで、SBSTA の Dovland 議長は、代表団に対し、COP-4 でアイスランドが提案した決定書草案を想起し、その週の間これに関するさらなる拙著うが Plougmann (デンマーク) により行われると述べた。11 月 18 日土曜日に、Plougmann は、SBI/SBSTA に対し、この問題に関する折衝の結果、「ほとんど合意された」決定書草案 (FCCC/SBSTA/2000/CRP.13) となったことを報告した。11 月 25 日土曜日に、COP は、この決定書を取り上げ、残っているカッコ書きを明確にするため、再開セッションでさらに検討することとした。決定書草案では、単一プロジェクトについて定義しており、1990 年以後実施されてきた単一プロジェクトからの二酸化炭素を報告するためのガイドラインを設定している。

#### 管理上および資金上の問題

SBI は、11 月 13 日月曜日に管理上および資金上の問題を取り上げた。寄付金の支払い遅延について、Ashe 議長は、非公式の折衝がもたれたが、COP-6 期間中の作業量からみて、SB-14 までさらなる検討作業を延期することを告げた。11 月 18 日土曜日に、SBI は、2000 年 10 月 31 日時点で各締約国から受け取った寄付金についての状況報告 (FCCC/SBI/2000/INF.11) を検討し、取り上げた。

また SBI は、本部契約について検討した。Ashe 議長は、ボンにおけるオフィススペースの問題と査証関係での困難さという問題が出ていることを想起した。ドイツは、11 月 14 日に、UNFCCC の事務局と砂漠化防止条約の事務局に対し、かつての国会オフィスビルの中に、合同のオフィススペースを提供することで合意していると述べた。同代表は、他の未解決の問題についても努力が続けられていると述べた。SBI は、こういった発言を記した結論書草案を採択した。

11 月 25 日土曜日に、COP-6 は、SB-13 から提出された管理上、資金上の問題に関する決定書草案 (FCCC/CP/2000/付.1、附属書 II) を採択した。この決定書に含まれているのは次のとおりである。

- ・ 1998-1999 の 2 年会計年度の監査された会計報告を注目する。
- ・ 条約の全ての信託基金に対する寄付金の状況を含めた 2000 年の経理実績初期報告書に注意する。
- ・ 寄付金を支払った締約国に感謝の意を表す
- ・ 基幹予算に寄付金を支払っていない締約国に、遅滞なく支払うよう促す。
- ・ UNFCCC Executive Secretary が、UNFCCC の管理上のアレンジに関してより合理的で効率的なアプローチをとるため、UN との折衝を継続することに注意する。
- ・ UN 砂漠化防止条約と、共通の管理や支援サービスを作るイニシアティブに満足の意を告げる。

#### その他の事項

11 月 25 日土曜日に、COP-6 は、SB-12 が COP-6 での検討のため定期した決議で、サイクロンエリーヌにより起きた災害に対して、モザンビークやアフリカ南部の国々について団結の意を表明するものを採択した。(FCCC/SBI/2000/5、付 II)

## 閣僚級のセグメントー正式なステートメント

11月20日から24日において、COP-6の代表団は、プレナリーで、100以上の締約国の閣僚級によるステートメントを聴いており、これには、3名の選挙で選ばれた政府首脳、4名の副大統領、2名の副首相、63名の閣僚が含まれる。これに加えて、オブザーバー国家、政府間組織、非政府組織、ユースネットワークの代表による発表も行われた。

編集者後記：プレナリーでのステートメントの完全な集大成は、<http://COP6.unfccc.int>でオンラインで入手可能である。

**選挙で選ばれた政府首脳によるステートメント**：11月20日月曜日に、COP-6プレナリーの代表団は、オランダのcock首相とフランスのシラク大統領のステートメントを聞いた。オランダのcock首相は、適応策と能力育成のために2億オランダギルダーを、既に合意された貢献分に対して追加的に約束すると述べた。同首相は、先進工業国での生産や消費の新しいパターンを提供し、温室効果ガス排出許可の国際的な市場を創設し、最貧国(LDCs)を優遇する「世界全体でのパッケージディール」が必要であると結んだ。

フランスのシラク大統領は、1992年以後、各締約国とも気候変動と戦うための行動をとるという面ではるかに遅れていると述べた。交渉では、「だれもが、だれか他人が最初に動くのを待っている」とした上で、同大統領は、米国が世界の排出量の4分の1を出しており、米国の一人あたり排出量の水準は、フランスのそれの3倍以上であることを強調した。同大統領は、各国には自国の排出を削減する体制を作り上げる義務があると述べ、柔軟性メカニズムを国内措置から逃れる手段として見るべきでないことを強調した。

11月24日金曜日には、コスタリカのRodriguez Echeverria大統領がプレナリーで演説し、代表団が、効果的で効率的な行動につながる決定を採択するよう奨め、市場メカニズムを変化へのポジティブなインセンティブを提供するものとして強調した。同大統領は、CDMの速やかな開始へのイニシアティブに焦点を当て、森林後退の減少を含め、森林プロジェクトを含めることへの支持を表明した。

**他の締約国によるステートメント**：11月22日火曜日と11月23日水曜日に、100名以上の政府代表が、それぞれの政策や気候変動での考小や、UNFCCCおよび京都議定書に関連する問題での立場を紹介した。多くのスピーカーが、議定書の環境健全性保持が重要であることを強調し、議定書の批准と2002年までの発効を促した。多くのステートメントで、議定書の規定する共通するが差異のある責任という原則が強調された。

途上国の多くは、附属書1締約国が、公平性に基づき、また共通するしかし差異のある責任という原則にしたがって、気候システムを保護する義務を果たす必要があることを強調した。コミットメント(排出削減約束)について、米国は、議定書を成功させるには、全ての国の参加が必要であると述べ、クウェートは、途上国にいかなる追加的な義務を課すことにも反対した。

メカニズムについて、いくつかの国から、メカニズムは国内行動に対し補足的である必要があることが再度述べられた。CDMについては、多くの国が、「すみやかな」開始を支持し、途上国のいくつかの国は、プロジェクトの公平な配分の必要性を強調した。

CDMでの吸収の扱いについて、コスタリカ、ボリビア、セネガル、グアテマラは、含めることを支持し、アイルランド、オーストリア、ギリシャ、ツバルは、そのような提案への反対意見を表明した。ニュージーランド、ノルウェー、オーストリア、ホンジュラス、コスタリカ、ギリシャ、ツバルは、CDMに原子力エネルギーを含めることに反対した。日本は、何が持続可能な開発を構成するかという点に関しての途上国の判断が、CDMの下での資格のある活動のタイプについての制限によって覆われることがあってはならないと述べた。

ブータンは、LDCsによる積極的な参加の必要性を強調し、適応に関する料金の免除を提案した。南アフリカとタンザニアは、CDMにおける適応について収益の一部を、他のメカニズムにも適用しなければならないと述べた。

遵守について、多くの国が、強力な体制への支持を表明した。日本は、遵守体制に関わる議論の対立で、議定書の発効を遅らせてはならないと発言した。南アフリカは、強制的な結末へのG-77/中国の支持を再度表明した。LULUCFについて、日本は、適切な吸収プロジェクト活動へのインセンティブを失わないことが肝心であると述べた。ノルウェーは、吸収からの遵守貢献を、第一約束期間中は制限するべきであると述べた。マレーシアとタイは、第一約束期間において、議定書3.4条規定の追加的活動を含めることに反対した。

能力育成、技術移転、悪影響について、多くのスピーカーが、これらの問題を認識し、対処しなければならず、特にLDCsや気候変動に最も脆弱なところに配慮するべきであることを強調した。また各国スピーカーは、技術移転における民間部門の役割を強調した。

サウジアラビアは、対応措置がもたらす影響への懸念を表明し、対応措置の実施により経済的に影響を受ける国を支援する補償基金に支持を与えた。

ブータン、ネパール、ペルーは、気候変動が壊れやすい山岳生態系に大きな影響を与えることに注意を促した。途上国の気候変動への対応を支援する追加的な資源の必要性は、多くのスピーカーが強調したところであった。カナダは、GEFには改革が必要であるとして、GEFの中に、適応のような特別な気候変動問題を扱う「窓口」を作るよう呼びかけた。英国は、適応基金や技術変動の価値を認め、GEFの資金を50%寄付金で増加してGEFの改善と強化をはかることへの好感を表明した。

**オブザーバー国、政府間組織、非政府組織、国連機関のステートメント**：11月21日月曜日の午後に開かれたCOP-6プレナリーセッションで、代表団は、12の国連の機関や専門機関、関連組織、4つの政府間組織、13の非政府組織、1つのオブザーバー国家のステートメントを聞いた。いくつかのステートメントで、議定書の環境健全性を確保し、能力育成や、適応、技術移転のための資金問題に対処する決定を行う必要性が強調された。

世界気象機関(WMO)は、気候変動に対する人為的な影響について科学的な証拠が増えていることを指摘し、COPに対し、不確実性をなくすための気候問題研究を支援し、最も脆弱な国でのニーズを検討し、IPCCによる第3次評価報告書完成への支援を確保するよう求めた。IPCCは、疫病の蔓延、海面水準の上昇、さんご礁の白化現象といった影響が、持続可能な開発という目標を損ねるであろうと述べた。



国連経済計画（UNEP）は、先進国に対し、共通だが差がある責任という原則にのっとり、排出削減の即時開始を求めた。何人かのスピーカーが、UNFCCCと他の多国間環境組織との相互作用を強調した。世界銀行は、環境保護と貧困撲滅の間のつながりを強調した。何人かのスピーカーが、CDMとCDMが持続可能な開発に果たす貢献に注目し、CDMの即時開始と環境目的をビジネス機会に変えることに焦点を当てた。国際原子力機関は、締約国に対し、原子力エネルギーを気候変動の考えに入れるよう求め、安全性とか、核兵器拡散の可能性は、気候への懸念を基にしたものではないと発言した。アフリカ気候ネットワークは、具体的な適応基金の重要性を強調した。

オブザーバー国家であるトルコは、自国をUNFCCC附属書II締約国から取り除くよう呼びかけ、特殊な状況をもつ附属書I締約国として考えるよう求めた。

**若者代表のステートメント**：11月21日火曜日、ケニアと英国の若者代表は、前の週に開かれ、61ヶ国から118名の若者が出席した国際ユース会議について COP-6 に報告を行い、全ての代表団がユースデklarেশョンを読み考えるよう求めた。11月24日金曜日に COP-6 出席者は、タンザニアからの若者代表のステートメントを聞き、若者代表は、この会議に出席している若者の見解を披露した。同代表は、かれらのグループが気候変動に関する世界ユース機関というネットワークを作ったことを述べた。ブラジルの若者代表は、このイニシアティブを示したプログラムのコピーをブロンク議長に渡した。

#### 閉会プレナリー

**非公式閣僚プレナリー**：11月25日土曜日の午後2時、代表団は、非公式閣僚級プレナリーの閉会式で会合した。ブロンク議長は、交渉の3つの段階、代表団の間での交渉、閣僚間で共同支援者（co-facilitator）の支援を受けた交渉、そして最後に自身の議長ノートに基づいた交渉、に焦点を当て、それぞれのフォーマットについて交渉担当者は出来る限りの前進を見たと説明した。同議長は、閣僚レベルで、ここ36-48時間の間、交渉を行ったが、合意に至らなかったと述べた。同議長は、自身の失望感を表明し、「外の世界」の期待に沿えなかったと述べた。同議長は、合意がなかったというだけでは適切でなく、何らかの形で先の予想を提供するべきであると述べた。

SBI 議長の Ashe は、COP-6 議長団を代表して、COP-6 を中断し、2001年5-6月としてすでに手配されている SB-14 の時期に再開することを提案した。いくつかのスピーカーがこの提案を支持した。アルゼンチンは、この会議には過剰な期待感があったと述べ、UNFCCC の目的に向けたプロセスは、それぞれのステージで終わるものではないことを強調した。

G-77/中国は、SB-13 から COP に提出されたテキストが、再開セッションでの議論への指針となることを希望した。同代表は、会議の失敗は、北側に政治的な意志がなかったためであるとした。EU は、会議は失敗とみなされるかもしれないが、締約国は、これまでの COP 以上に真剣な作業を行ったと述べた。同代表は、問題が非常に困難なものであったことを強調し、弱い合意を求めていたのではなく、抜け穴のない合意を求めていたのだと述べた。同代表は、吸収、遵守、メカニズムに関する作業を継続する決意であり、これらの問題について EU や他のグループ共通の提案を提示することを約束して、発言を結んだ。米国は、これからの年月での進展を確保するという約束を強調し、「log-jam（問題の重なりとぶつかり合い）」を除こうとこれだけ創造性を発揮し

た国はないと述べた。

スイスは、ブロンク議長に対し、交渉期間中の透明性に感謝した。サウジアラビアは、成功を納めることができるとの信念を表明し、次の会議の議論は、ブエノスアイレス行動計画をベースにする必要があると述べた。

**正式プレナリー**：非公式な閣僚級プレナリーに続いて、ブロンク議長は、正式な COP-6 プレナリー閉会式を、午後4:30に開いた。COP は、組織上の問題に関する書類、約束や他の UNFCCC 条項の実施の検討、COP/MOP-1 への準備その他の事柄を取り上げた。ブロンク議長は、その後、ブエノスアイレス行動計画実施に関する決定書草案（FCCC/CP/2000/L.3）を紹介した。

テキストに多少の修正を行ったのち、COP-6 は、この決定書を選択した。この決定書で、COP は、

- ・ブエノスアイレス行動計画に規定する全ての問題の考慮が進んでいることに留意し、
- ・2000年11月23日付けの議長による正式議長ノートを、2000年11月18日に補助機関から締約国会議に提出された交渉用テキストの作業を完了するための政治的な指針の要素として、これと2000年11月24日と25日の議長ノートに含まれているものを取り上げ、各締約国に対し、これらのテキストに関する見解を2001年1月15日までに事務局へ提出するよう招請し、
- ・COP-6 を中断することを決定し、その議長に対し、交渉用テキストについての作業を完了し、ブエノスアイレス行動計画に規定する全ての問題について総合的でバランスのとれたパッケージを選択するため、このセッションを2001年5月/6月に、再開することの妥当性について助言を求めよう、要請し、
- ・ブロンク議長が、テキストのさらなる考察と作成のための提案をし、再開会議が開かれる前に助言を求め、それを透明性のあるやり方で行うよう、要請し、
- ・締約国には、締約国同士の政治的な折衝を繰り広げて、行動計画規定の全ての問題において交渉が成功裡にまとまるよう共通する素地を求めよう要請する。

その後 COP-6 は、オランダとハーグ市に対して会議を主催したことへ COP としての感謝を表明するという、ナイジェリアが G-77/中国を代表して提案した決議（FCCC/CP/2000/L/4）を選択した。

閉会にあたり、ブロンク議長は、当日の初めの内は、失望し、氣力を失っていたが、最後の数時間にわたる議論や、最後の非公式閣僚級プレナリーでのステートメントにより、合意は達成可能との新しい望みを得たと述べた。同議長は、代表団と UNFCCC 事務局の熱心な作業に感謝し、午後6時過ぎ COP-6 の中断を宣言した。

## COP-6 の簡単な分析

### COP-6：砂上の楼閣、それとも空中楼閣？

「われらの夢、われらの大きな夢の紡ぎ手、  
宮殿も、あばら家も、全てのねぐらは、  
洪水が押し寄せるなら、  
砂上楼閣か、はたまた空中楼閣か…」

オランダの詩人 Komrij による四行詩  
COP-6 へオランダ政府から贈られた

ハーグ会議に参加した交渉担当者の大半は、大きな失望感を持って土曜日の夕方ハーグを離れていった。この会議は、「もう少しでできる合意」であったわけで、いくつかの非常に熱を帯びた政治的問題で合意がこれほど近く見えたときはない。ハーグのオブザーバーの多くにとって、会議が成功するかどうかは、2002年までの京都議定書発効を促進することに貢献するかどうか、と同時に議定書の環境健全性を守るかどうかで測られるものであった。この目標達成のため、代表団は、ブエノスアイレス行動計画に沿って、COP-6で合意が期待されている様々な問題に関する200頁以上のテキストについて合意を達成しようという目的を立てた。2週間の終わりにあたり、締約国は、テキストにおいて大きな進展をみどころか、いくつかの重要な政治的問題でコンセンサスに達せなかった。大きな失望には十分な根拠があったわけである。

オブザーバーも代表団と失望感を分かち合う一方で、いずれしても慎重な楽観論の余地もあることが示唆されている。第2週に行われた閣僚クラスの折衝の結果、可能性ある政治的な合意に向けての当初の土台が作られたわけで、残っている4つの主な政治的微妙さを持つ問題を解決しようという真の意志があると信じるだけの根拠がある。この4つの問題は、吸収、補完性、遵守、そして資金問題である。さらに外の世界の期待に一度そむいたからには、閣僚たちは、第二ラウンドでの成功を確保せよという大きな圧力を受けることになる。2度も失敗するという結果は重大である。もしもCOP-6第2部で何の進展も見られないなら、京都で達成された合意は、気候変動の押し寄せる潮を止める効果からすると、NGOが会議場の外に作った張り子の防波堤と同じになってしまう。砂上の楼閣とさして変わらない。

ハーグでの出来事に関するこの簡単な考察は、失敗、プレス担当者に言わせれば「会議の不成功」に終わった主な原因を洗い出そうというものである。交渉が暗礁に乗り上げる理由となった主な政治的ぶつかり合いはどこにあったのか、そしてこういった問題の解決を模索する上で、ブロンク議長はどれだけ有効であったのか？

#### **COPを沈めたのは何か？**

ハーグの議論を独占した言葉が一つあるとするなら、「sinks(吸収)」(気候変動専門家にとっては「LULUCF」として知られている)であろう。この問題は、議定書の批准促進と、同時に環境上の健全性を保持しようという努力の正しいバランスを得ようという交渉担当者の努力を特徴づけるものである。吸収に関する不一致が、大きな暗礁であったことは疑い余地があまりないが、この問題が、前進のたった一つの障害であったわけではない。テキストで示された他の「技術的な：問題のそれぞれで、政治的意見が明らかに強固な分岐を見せていた。

こういった問題の多くで確かな妥協がおこなわれるように見えた一方で、4つの主な懸念点が残りに、これは、COP-6を救おうという将来の試みにおいても、圧倒する可能性が高い。つまり、LULUCF、議定書メカニズム、遵守体制の特質、そして資金調達である。

編集者注：主要問題のそれぞれに関して各締約国が当初述べたそれぞれの立場の概略は、ENBのvol.12、No.152を参照

**LULUCF**：最も目だった問題であるLULUCFでは、特に二つの“crunch issues”が進展を妨げていた。第一約束期間で、議定書3.4条規定の追加的な活動を含めるかどうか(アンブレラグループの

締約国の多くにとり議定書批准の前提条件とみられており、EUやG-77/中国からは大きな警戒をもって考えられていた); CDMでの吸収の問題(これについて、アンブレラグループとEUそしてG-77/中国のメンバー国では基本的な違いがあった)である。これらの問題における意見の不一致が、英国のプレスコット副首相によりほとんど仲介されそうであった、米国とEUとの間の最終段階での取引をだめにする原因であったと多くが憶測している。副首相の妥協パッケージは、おそらくアンブレラグループの吸収に関する要求にこたえることを探るものであって、これはEUの他のものには受け入れられなかった。ブロンク議長の議長ノートは、この問題での着地点を探る多様な努力で作られているが、その賭けの対象は余りにも大きいものであった。

**メカニズム**：意見不一致のもう一つの主な根源は、議定書メカニズムの運用規則や手続きに関係するものであり、特に次の点で解決できない違いが残っている。補完性、CDMプロジェクトの適格性、取引の基準と規則である。アンブレラグループ全体は、広範囲な課題(原子力や吸収を含める)においてメカニズムを広く適用しやすい、それによって議定書の目標をコスト効果のある形で達成できるようにする簡単な手続きを作るよう求めつづけている。オブザーバーの多くの見方からすると、そのような規則は、本来合意された目標を国内的に達成することへの「抜け穴」を認めることになり、議定書の環境上の健全性を大きく損なうことになる。EUは、メカニズムの利用に数量的な制限を課するよう主張し、またCDMにおいて大きくエネルギー関連プロジェクトに傾いた「ポジティブリスト」を採用するよう主張した。G-77/中国は、CDMからの便益最大化を求める一方で、資金的環境的な追加性を求め、さらに3つのメカニズム全てに収益の一部を課するよう求めた。会議の期間中EUは問題のいくつかについて柔軟性を示す意思があるように見えた。特に、メカニズムについて、「数量上」の制限を強調することをゆるめ、「質的な」制限に傾くようであった。しかしその日の終わりには、「排出約束は『主に国内活動を通して』達成する」というブロンク議長提案の妥協案では十分でないことが明らかとなった。CDMプロジェクトの適格性や排出取引に関する提案では対立が残っているが、不一致の重要な根拠は、補完性のようである。

**資金問題**：会議が決裂に終わったことについてのマスコミ報道の大半は、EUと米国が吸収と補完性において妥協することができなかったことに集中している。しかし、この2つの問題で合意すれば会議は最後の時間に救えたのだと想像することは、G-77/中国がそれを受け入れるとする傲慢でそして間違った想像をするのと同じだ。G-77/中国グループは、それ自体これらの問題で強固な立場を貫いているだけでなく、グループにとり特に重要な問題で(先進国側と)未解決な意見の対立がいくつかある。UNFCCC規定の悪影響、技術移転、適応への資金の問題である。

ハーグ会議を通して、GEFと他の資金源の役割に関して、そしてこれらと議定書関連活動とのつながりについて、強力な意見の違いがあった。適応基金、条約基金、気候資金委員会設立を含めた追加的な資金源に関するブロンク議長の提案に対しては、慎重な反応が示された。提案されている基金の運用や利用可能な資金の金額などの正確な詳細は、まだ明確になっていない。こういった資金提案は、前向きなステップであると見られているが、テキストでは、依然UNFCCCの下での資金調達を、議定書規定の行動に結び付けており、この点は、G-77/中国が強く異議を唱えている問題である。

**遵守**：遵守の問題について、締約国の大半は、「強力な」遵守制度への支持を表明しているが、その目的を法的、技術的な条件へ

置き換えるに当たっては、附属書 I 締約国と非附属書 I 締約国とで遵守における扱いで差をつけるとか、施行結果、遵守体制の採択方法、遵守組織の構成などの問題で、立場の違いが明らかになってきている。多くのオブザーバーの視点からすると、遵守に関するブロンク議長の提案は、最も前向きな妥協を与えている。同議長は、各締約国が、施行結果、差異のある扱い、組織の構成に関していただく主な期待感において、公平なバランスをとっているようである。同議長の議長ノートは、遵守体制の採択方法で何らかの提案を提供しているわけではないが、この問題は、遵守メカニズムや手続きに関するテキストの内容でコンセンサスを得るなら、満足できる解決が可能な問題である。このため、遵守は、“crunch” issues の中でも、再開される COP-6 のセッションでは比較的スムーズに扱えるものの一つであるようだ。しかし、曖昧な遵守施行結果と過剰に厳格な施行結果のバランスをとるのは、かなり微妙な操作が求められる問題である。

### 砂の上に線を引く

上記のような重要な問題での政治的合意を確保するため、ブロンク議長は、11月23日木曜日に議長ノートを作成し、その中で、議定書の環境健全性に大きな影響を与えることなく、議定書の批准を容易にするための「バランスのとれたパッケージ」を提案している。同議長はこの議長ノートを、「とるか、捨てるか」のパッケージとしてではなく、さらなる議論と改善の土台となる議長ノートとして提出した。交渉も半ばにいたっていたことから、締約国がこの議長ノートに強烈な反応を示したのは不思議ではない。

一部の NGO オブザーバーは、議長ノートが米国の立場により配慮しており、もし受け入れられるなら、議定書の環境健全性を引き下げることになるとして、失望感を表明した。議長ノートはあいまい過ぎるとするものもあり、また各種の利益に配慮しているとはいえ、締約国間のギャップを、コンセンサスの土台を作るほど、縮めたわけではないとしている。他方、何人ものコメンテーターが、このノートをよく考えて作られた書類であり、妥協に向けての現実的なチャンスを与えていると考えている。代表の一人の口を借りると、「非常に良く、賢明に作られた書類」なのである。

ブロンク議長のノートは、同議長が約束したとおり、実際「全てのものが痛みを感じる」のであり、砂の上に線を引くという重要な機能をサービスするほか、将来的な政治交渉の土台にもなる。しなければならない作業は多く残されており、特に吸収や補完性、遵守そして国際的な資金メカニズムの性質に関連する政治的紛争の解決が求められることに焦点を当てている。

### この「タイタニック号の航海」の舵取り

たとえばなしにしてはおそらく残念な組み合わせであったが、代表団の一人は、メカニズムについての交渉の間に、ブロンク議長の能力への信頼を表現するため、「カッコ書きの海の中、代表団を運ぶ」という「タイタニック級の試み」を成功裡に終わらせるという話しをした。代表団は、その多くが、強力に競合しあう国益の対立する要求で、きちんとした合意が沈められるのではないかと憶測していたことから、この言葉の皮肉な面を見逃さなかった。しかし、多くの代表が、ブロンク議長という、国際的な環境交渉での微妙な交渉術において初心者でない人物が、この大いなる課題を処理できることへの願望を表明した。当初はこの1週間に関するブロンク議長の実績について、見方が対立していたが、日程の終わりに当たっては、各締約国の競合する国益の間で舵をとり、主要な交渉担当者をまとめあげるブロンク議長の能力に多くの閣僚級参加者が感謝していたようである。

### 結論：「もう時を失うわけにはいかない」

多くのオブザーバーにとって、ハーグ会議のいつまでも残るイメージは、米国の代表団長であり、地球問題担当のロイ国務次官が、若い行動家に襲われた後、顔のケーキくずを吹いている画面であろう。この事件の直後、ロイ次官は、この日がケネディ大統領暗殺の記念日であることを集まった記者団に指摘し、皮肉な言葉の選択で、「現実と混乱した弁舌」に惑わされることのないよう呼びかけたケネディのアメリカ人に対する言葉を引用した。

ハーグ会議が決裂したことから、ケネディの別な演説を反映させようとするものが出てくるかも知れない。

「われわれは、当面のことについて考え行動するだけではなく、われわれの時間について考え、行動しなければならない。私は、偉大なるフランスの Lyautey 将軍が、将軍の庭師から木を植えることについて聞かれた時の将軍の話しを思い出す。庭師は、その木がゆっくり育つものであり、何百年かは成熟した木にならないと反対した。将軍はそれに答えて、「それなら、時を失うわけにはいかない、木はこの午後にも植えなさい。」

気候変動の問題において、ケネディの言葉は特に関連性がある。別に木を植えるという、基本的な意見の不一致が残っている問題の教訓としてではない、気候変動に関する長期的な時間規模を認識し、同時に行動を遅らせる理由がないことを理解するよう、政策立案者に促すステートメントとして、関連性をもつのである。

言われるように、ハーグ会議への期待感は、楽観的すぎていた。これだけ多くの政治的に対立した問題でコンセンサスを得ようと希望するのは、最終的には大気中に城を建てようとするようなものであった。

## COP-7 の前に期待される事柄

村のパワー2000 年会議：このイベントは、2000 年 12 月 4-7 日に、ワシントンの世界銀行が開催する。12 月 4 日にワークショップがあり、会議は 12 月 5 日から 7 日で行われる。詳しい情報は：Barbara Ferris, National Renewable Energy Laboratory, 電話：+1-303-275-3781、Fax:+1-303-275-4320、e-mail：[barbara\\_ferris@nrel.gov](mailto:barbara_ferris@nrel.gov)、ホームページ：<http://www.villagepower2000.com>

気候変動：沈むか泳ぐか (Sink or Swim? CO2 吸収かそれとも CO2 の海を泳ぐか)

このフォーラムは、ロンドンの物理学研究所で 2000 年 12 月 6 日に開催される。詳しい情報は：James Allport, Institute of Physics, 電話：+44-20-7973-3070、e-mail:

[james.allport@britassoc.org.uk](mailto:james.allport@britassoc.org.uk)

持続可能なエネルギーに関するグローバルフォーラム：

このフォーラムは、オーストラリアのラクセンブルグで 2000 年 12 月 11-13 日に IIASA が開催する。これは持続可能な開発に関わる問題について、多角的な利害関係者の意見交換の場となることを意図している。詳細と登録は：Freudenschuss-Reischl 大使、電話：+43-1-263-729120、Fax: +43-1-263-7281、e-mail:

[irene.freudenschuss-reicjl@bmaa.gv.at](mailto:irene.freudenschuss-reicjl@bmaa.gv.at)

第 12 回モントリオール議定書締約国会議：

MOP-12 は Burkina Faso の Ouagadougou で、2000 年 12 月 11-15 日に開かれる。第 32 回多国間基金の執行委員会はこれに先だって、12 月 4-8 日に同地で開催される。詳しくは：オゾン事務局、電話：+254-2-62-1234 Fax: +254-2-62-3601、e-mail:

[ozoneinfo@enep.org](mailto:ozoneinfo@enep.org)、ホームページ：

<http://www.unep.org/ozone/12mop.htm>

気候変動政府間パネル作業部会 I の第 8 回会合：

この会議は、中国の上海で 2001 年 1 月 17-20 日に開催される。詳しくは：N. Sundararaman, IPCC 事務局長、スイスのジュネーブ電話：+41-22-730-8208、Fax: +41-22-730-8025、ホームページ：<http://www.ipcc.ch>

第 12 回、地球温暖化国際会議と博覧会 京都遵守の検討：この会議は、英国のケンブリッジで 2001 年 4 月 8-11 日に開かれる。詳しくは：Sinyan Shen, 地球温暖化国際センター本部、米国、イリノイ州、電話：+1-630-910-1551、Fax: +1-630-910-1561、ホームページ：<http://www2.msstate.edu/krreddy/glowar/gw12c.html>

UNFCCC SB-13 / COP-6 再開セッション：

国連気候変動枠組条約の補助機関第 14 回セッションは、ドイツのボンで、2001 年 5 月 21 日から 6 月 1 日で行われる。この会議は、COP-6 の再開セッションともなる。(COP-6 決定書 FCCC/CP/2000/L.3 に概略が記載されているように) 詳しくは：UNFCCC 事務局、電話: +49-228-815-1000, Fax: +49-228-815-1999, e-mail: [secretariat@unfccc.int](mailto:secretariat@unfccc.int)、ホームページ

<http://www/unfccc.int>

UNFCCC の COP-7

この会議は、2001 年 10 月 29 日から 11 月 9 日までモロッコのマラケシュで開催の予定である。詳しくは、Isabelle Colineau UNFCCC 事務局、電話: +49-228-815-1000, Fax: +49-228-815-1999, e-mail: [icolineau@unfccc.int](mailto:icolineau@unfccc.int)、ホームページ <http://www/unfccc.int>